

北海道農業土木工事
調査測量設計業務共通仕様書
新 旧 対 照 表

平成 17年 2 月 14 日設計第 690号 農政部長通知の一部改正
(積算基準日 令和 5 年 3月 1 日以降適用)

新 旧 対 照 表

第 1 編 測量業務共通仕様書

第 1 章	総則
第 2 章	路線測量
第 3 章	農道舗装
第 4 章	用地測量
第 7 章	暗渠排水
第 8 章	海岸保全・調査
第 10 章	農地造成改良
第 11 章	農道台帳等作成
第 13 章	ほ場整備測量

(白紙)

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第 1 章 総則</p> <p>1-1 総 則</p> <p>1-1-1 適用範囲</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1 「委託者」とは、支出負担行為担当者をいう。</p> <p>【省略】</p> <p>8 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-5 測量の基準</p> <p>測量の基準は、北海道公共測量作業規程（平成 20 年 5 月 23 日付国国地第 74 号承認）第 2 条の規定によるほかは、業務担当員の指示によるものとする。<u>また、公共測量の実施にあたっては「規程」の定める他、別途地理院より定めるマニュアルによるものとする。</u></p> <p>【省略】</p> <p>1-1-33 現場管理と安全の確保</p> <p>1 受託者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p> <p>2 受託者は、測量関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>（1）受託者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達 令和 <u>4年2月</u>）、 「土木工事等施工技術安全指針」（農林水産省 平成 22 年 3 月）を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>1-1 総 則</p> <p>1-1-1 適用範囲</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1 「委託者」とは、支出負担行為担当者をいう。</p> <p>【省略】</p> <p>8 「仕様書」とは、共通仕様書、<u>特記仕様書</u>（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-5 測量の基準</p> <p>測量の基準は、北海道公共測量作業規程（平成 20 年 5 月 23 日付国国地第 74 号承認）第 2 条の規定によるほかは、業務担当員の指示によるものとする。<u>_____</u></p> <p>【省略】</p> <p>1-1-33 現場管理と安全の確保</p> <p>1 受託者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、作業環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p> <p>2 受託者は、測量関係者だけでなく、付近住民、通行者、通行車両等の第三者の安全確保に努めなければならない。</p> <p>（1）受託者は、「土木工事安全施工技術指針」（国土交通大臣官房技術審議官通達 令和 <u>3年3月</u>）、 「土木工事等施工技術安全指針」（農林水産省 平成 22 年 3 月）を参考にして、常に測量の安全に留意し現場管理を行い、災害の防止に努めなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の追加</p> <p></p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-12 特定外来生物防除従事者証</p> <p>(表面)</p> <div data-bbox="133 331 1308 1094" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">特定外来生物防除従事者証</p> <p>住 所</p> <p>会社名</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律第 18 条第 1 項に基づく防除従事者であることを証明します。</p> <p>工事名</p> <p>作業地域</p> <p>有効期限 自 年 月 日</p> <p style="padding-left: 100px;">至 年 月 日</p> <p>交付日 年 月 日</p> <p>交付者 印</p> <p>特定外来生物の名称</p> <div data-bbox="958 541 1219 816" style="border: 1px solid black; width: 88px; height: 131px; margin: 10px auto; text-align: center;">(写 真)</div> </div> <p>(裏面)</p> <div data-bbox="133 1157 1308 1843" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 この従事者証は、防除作業に従事するときに携帯しなければならない。 2 この従事者証はその目的以外に使用してはならない。 3 所属を離れた場合において本証が無効になったときには、直ちに届け出ること。 4 この従事者証を紛失したり毀損したときは、速やかに届け出て、再交付をうけなければならない。 5 防除作業に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。 6 根拠確認書 令和3年4月1日付け環北地野許第 21040193 号 </div> <p>【省略】</p>	<p>1-12 特定外来生物防除従事者証</p> <p>(表面)</p> <div data-bbox="1389 331 2564 1094" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 号</p> <p style="text-align: center;">特定外来生物防除従事者証</p> <p>住 所</p> <p>会社名</p> <p>氏 名</p> <p>上記の者は、特定外来生物の生態系等に係る被害の防止に関する法律第 18 条第 1 項に基づく防除従事者であることを証明します。</p> <p>工事名</p> <p>作業地域</p> <p>有効期限 自 年 月 日</p> <p style="padding-left: 100px;">至 年 月 日</p> <p>交付日 年 月 日</p> <p>交付者 印</p> <p>特定外来生物の名称</p> <div data-bbox="2214 541 2475 816" style="border: 1px solid black; width: 88px; height: 131px; margin: 10px auto; text-align: center;">(写 真)</div> </div> <p>(裏面)</p> <div data-bbox="1389 1157 2564 1843" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ol style="list-style-type: none"> 1 この従事者証は、防除作業に従事するときに携帯しなければならない。 2 この従事者証はその目的以外に使用してはならない。 3 所属を離れた場合において本証が無効になったときには、直ちに届け出ること。 4 この従事者証を紛失したり毀損したときは、速やかに届け出て、再交付をうけなければならない。 5 防除作業に従事しなくなったときは、速やかに本証を発行者に返還すること。 6 根拠確認書 平成27年3月26日付け環北地野許第 1503261 号 </div> <p>【省略】</p>	<p>備考</p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正							現 行							備 考
2-2-18 提出すべき成果品 次表を標準とする。							2-2-18 提出すべき成果品 次表を標準とする。							表内、字句の削除
提出成果品一覧表							提出成果品一覧表							
種 別	縮 尺	用 紙	トレス 原図	コピー	部数	摘 要	種 別	縮 尺	用 紙	トレス 原図	コピー	部数	摘 要	
観 測 手 簿					1式	仮BM、縦断、横断詳細	観 測 手 簿					1式	仮BM、縦断、横断詳細	
計 算 簿					1式	線形決定、IP設置、中心線、 仮BM、縦断	計 算 簿					1式	線形決定、IP設置、中心線、 仮BM、縦断	
成 果 表					1式	仮BM、縦断	成 果 表					1式	仮BM、縦断	
精 度 管 理 表					1式	IP設置、中心線、仮BM、 縦断、横断、平面	精 度 管 理 表					1式	IP設置、中心線、仮BM、 縦断、横断、平面	
縦 平 面 図	縦 1/100 横 1/1,000	<u> </u> (A-1版を標準とする。)	1	1			縦 平 面 図	縦 1/100 横 1/1,000	<u>ホ°リエステルフィルム</u> <u>300#以上</u> (A-1版を標準とする。)	1	1			
横 断 面 図	1/100	<u> </u> (A-1版を標準とする。)	1	1			横 断 面 図	1/100	<u>ホ°リエステルフィルム</u> <u>300#以上</u> (A-1版を標準とする。)	1	1			
細 部 調 査 図 (構 造 物)	1/30~1/100	<u> </u> (A-1版を標準とする。)	1	1			細 部 調 査 図 (構 造 物)	1/30~1/100	<u>ホ°リエステルフィルム</u> <u>300#以上</u> (A-1版を標準とする。)	1	1			
第 2 原 図	適宜		1			必要な場合	第 2 原 図	適宜		1			必要な場合	
土 質 調 査	適宜		1	1			土 質 調 査	適宜		1	1			
基 準 点 成 果					1式		基 準 点 成 果					1式		
土 地 の 登 記 記 録 調 査 表					1式		土 地 の 登 記 記 録 調 査 表					1式		
土 地 の 登 記 記 録 の 謄 本					1式		土 地 の 登 記 記 録 の 謄 本					1式		
土 地 所 有 者 等 の 確 認 資 料					1式		土 地 所 有 者 等 の 確 認 資 料					1式		
国 有 財 産 確 認 調 査					1式		国 有 財 産 確 認 調 査					1式		
地 図 転 写 資 料 図					1式		地 図 転 写 資 料 図					1式		
転 写 連 続 図					1式		転 写 連 続 図					1式		
土 壌 汚 染 調 査 に 係 る 地 歴 調 査 報 告 書					1式		土 壌 汚 染 調 査 に 係 る 地 歴 調 査 報 告 書					1式		
そ の 他 参 考 資 料					1式		そ の 他 参 考 資 料					1式		
報 告 書		A4版			1式	路線選定理由を含む。	報 告 書		A4版			1式	路線選定理由を含む。	
写 真 帳					1式		写 真 帳	<u>ネガアルバム</u>				1式		

新 旧 対 照 表

改 正							現 行							備 考													
第3章 農道舗装 3-1 通 則 【省略】 3-2 農道舗装 3-2-1 路査選点 【省略】 3-2-8 提出すべき成果品 提出すべき成果品は、次表を標準とする 提出成果品一覧表													第3章 農道舗装 3-1 通 則 【省略】 3-2 農道舗装 3-2-1 路査選点 【省略】 3-2-8 提出すべき成果品 提出すべき成果品は、次表を標準とする 提出成果品一覧表													表内、字句の削除	
			種 別	縮 尺	用 紙	トレス 原図	コピ-	部数	摘 要																		
			観 測 手 簿					1 式	仮BM、縦断、横断詳細																		
			計 算 簿					1 式	線形決定、I P設置、中心線、 仮BM、縦断																		
			成 果 表					1 式	仮BM、縦断																		
			精 度 管 理 表					1 式	I P設置、中心線、仮BM、 縦断、横断、平面																		
			縦 平 面 図	縦 1/100 横 1/1,000			1	1	(A-1版を標準とする。)																		
			横 断 面 図	1/100			1	1	(A-1版を標準とする。)																		
			細 部 調 査 図 (構 造 物)	1/30~1/100			1	1	(A-1版を標準とする。)																		
			第 2 原 図	適宜			1		必要な場合																		
			路 盤 厚 調 査	適宜				1 式																			
			報 告 書		A4版			1 式	路線選定理由を含む。																		
			写真帳					1 式																			
※精度管理表は、特記による。													※精度管理表は、特記による。														
			縦 平 面 図	縦 1/100 横 1/1,000			1	1	縦断、横断、平面 <u>ポリエステルフィルム</u> 300#以上 (A-1版を標準とする。)																		
			横 断 面 図	1/100			1	1	横断、平面 <u>ポリエステルフィルム</u> 300#以上 (A-1版を標準とする。)																		
			細 部 調 査 図 (構 造 物)	1/30~1/100			1	1	細部調査 <u>ポリエステルフィルム</u> 300#以上 (A-1版を標準とする。)																		
			第 2 原 図	適宜			1		必要な場合																		
			路 盤 厚 調 査	適宜				1 式																			
			報 告 書		A4版			1 式	路線選定理由を含む。																		
			写真帳					1 式	写真帳 <u>ネガアルバム</u>																		

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>3-3 路面性状調査</p> <p>3-3-1 目的</p> <p>【省略】</p> <p>3-3-11 成果等</p> <p>路面性状調査の成果等は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 路面性状調査報告書</p> <p>(2) 路面性状データファイル及び道路管理データファイル</p> <p>(3) ひびわれ、わだち掘れ測定記録媒体 <u> </u></p> <p>(4) 縦断凹凸測定記録媒体 <u> </u></p> <p>(5) 現像写真集及び室内状況写真</p> <p>(6) 路面性状調査データ <u> </u></p>	<p>3-3 路面性状調査</p> <p>3-3-1 目的</p> <p>【省略】</p> <p>3-3-11 成果等</p> <p>路面性状調査の成果等は、原則として次のとおりとする。</p> <p>(1) 路面性状調査報告書</p> <p>(2) 路面性状データファイル及び道路管理データファイル</p> <p>(3) ひびわれ、わだち掘れ測定記録媒体 <u>(VTR等)</u></p> <p>(4) 縦断凹凸測定記録媒体 <u>(VTR等)</u></p> <p>(5) 現像写真集及び室内状況写真</p> <p>(6) 路面性状調査データ <u>(CD-R)</u></p>	<p>字句の削除</p> <p>”</p> <p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 4 章 用地測量</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>4-1 通 則.....</p> <p>【省略】</p> <p>4-10 成 果 品.....</p> <p>4-10-1 成 果 品.....</p> <p>別表-1 様式一覧表.....</p> <p>様式-1 障害物調査表.....</p> <p>様式-2 立会申込書.....</p> <p>様式-3 土地境界確認書.....</p> <p>様式-4 用地測量杭等形状.....</p> <p>様式-5 用地測量結果現地立会確認書.....</p> <hr/> <p>様式-6 承諾書.....</p> <p>様式-7 支障物件調査表.....</p> <p>様式-8 図郭規定.....</p> <p>様式-9 用地実測図（記載例）.....</p> <p>様式-10 用地平面図（記載例）.....</p> <p>様式-11 基準点網図.....</p> <p>様式-12 図面の表示.....</p> <p>様式-13 用地境界杭成果表.....</p> <p>様式-14 曲線表.....</p> <p>様式-15 用地潰地求積表.....</p> <p>様式-16 現況地目別求積表.....</p> <p>様式-17 土地境界標設置同意書.....</p> <p>様式-18 土地調書.....</p> <p><u>様式-19 土地調査（区分地上権・使用貸借）.....</u></p> <p><u>様式-20 調査報告書.....</u></p> <p>様式-21 用地実測図精度管理表.....</p> <p>様式-22 用地平面図精度管理表.....</p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第 4 章 用地測量</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>4-1 通 則.....</p> <p>【省略】</p> <p>4-10 成 果 品.....</p> <p>4-10-1 成 果 品.....</p> <p>別表-1 様式一覧表.....</p> <p>様式-1 障害物調査表.....</p> <p>様式-2 立会申込書.....</p> <p>様式-3 土地境界確認書.....</p> <p>様式-4 用地測量杭等形状.....</p> <p>様式-5 用地測量結果現地立会確認書.....</p> <p><u>様式-6 境界確認書.....</u></p> <p>様式-7 承諾書.....</p> <p>様式-8 支障物件調査表.....</p> <p>様式-9 図郭規定.....</p> <p>様式-10 用地実測図（記載例）.....</p> <p>様式-11 用地平面図（記載例）.....</p> <p>様式-12 基準点網図.....</p> <p>様式-13 図面の表示.....</p> <p>様式-14 用地境界杭成果表.....</p> <p>様式-15 曲線表.....</p> <p>様式-16 用地潰地求積表.....</p> <p>様式-17 現況地目別求積表.....</p> <p>様式-18 土地境界標設置同意書.....</p> <p>様式-19 土地調書.....</p> <hr/> <p>様式-22 用地実測図精度管理表.....</p> <p>様式-23 用地平面図精度管理表.....</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の削除 番号の改正</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>〃</p> <p>字句の追加 （目次のみ） 番号の改正</p> <p>〃</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第4章 用地測量</p> <p>4-1 通 則 【省略】</p> <p>4-4 測量作業</p> <p>4-4-1 公共用地管理者との打合せ 【省略】</p> <p>4-4-7 用地境界仮杭の設置</p> <p>1 受託者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。 【省略】</p> <hr/> <p>4 受託者は、関係権利者が当該調査区域の市町村または総合振興局若しくは振興局及び耕地出張所の所在する市町村に居住していない場合は業務担当員に報告し立会方法について協議するものとする。</p> <p>5 受託者は、地図の訂正、地積の変更または更正登記が必要となった場合は、当該土地に隣接する関係権利者の確認のために権利者の一覧表を仕様書第1編第5章様式1-4により市区町村ごとに作成し、業務担当員に提出して指示を受けるものとする。</p> <p>6 受託者は、地図の訂正、地積の変更または更正登記が必要となった土地の所有者及び該当地に隣接する関係権利者に対して、測量の経緯及び結果を説明し、立会を求め、現地確認のうえ、筆界と地積の了解を得て、承諾書（仕様書第1編第4章様式-6）に署名押印を求めるものとする。 【省略】</p> <p>4-4-10 用地現況測量（建物等）</p> <p>1 貸与を受けた成果に基づき、仕様書第1編第2章2-2-10 現地測量 の調査内容について記載事項の変更の有無について調査を行うものとする。</p> <p>2 調査範囲は潰地を含む一筆の土地とするが、関連する物件がある場合は、範囲外であっても調査をするものとする。</p> <p>3 用地の範囲内に入る物件及び境界線に接近（1m程度）している物件は、境界線からの位置を正確に測り、支障物件調査表（仕様書第1編第4章様式-7）に記載するものとする。</p>	<p>第4章 用地測量</p> <p>4-1 通 則 【省略】</p> <p>4-4 測量作業</p> <p>4-4-1 公共用地管理者との打合せ 【省略】</p> <p>4-4-7 用地境界仮杭の設置</p> <p>1 受託者は、境界測量等の作業が完了し用地取得の対象となる範囲が確定したときは、測量の成果等に基づき用地境界仮杭の設置を次の各号により行わなければならない。 【省略】</p> <p>4 官・民境界線を用地境界とする場合は、境界確認書（仕様書第1編第4章様式-6）を使用するものとする。</p> <p>5 受託者は、関係権利者が当該調査区域の市町村または総合振興局若しくは振興局及び耕地出張所の所在する市町村に居住していない場合は業務担当員に報告し立会方法について協議するものとする。</p> <p>6 受託者は、地図の訂正、地積の変更または更正登記が必要となった場合は、当該土地に隣接する関係権利者の確認のために権利者の一覧表を仕様書第1編第5章様式1-4により市区町村ごとに作成し、業務担当員に提出して指示を受けるものとする。</p> <p>7 受託者は、地図の訂正、地積の変更または更正登記が必要となった土地の所有者及び該当地に隣接する関係権利者に対して、測量の経緯及び結果を説明し、立会を求め、現地確認のうえ、筆界と地積の了解を得て、承諾書（仕様書第1編第4章様式-7）に署名押印を求めるものとする。 【省略】</p> <p>4-4-10 用地現況測量（建物等）</p> <p>1 貸与を受けた成果に基づき、仕様書第1編第2章2-2-10 現地測量 の調査内容について記載事項の変更の有無について調査を行うものとする。</p> <p>2 調査範囲は潰地を含む一筆の土地とするが、関連する物件がある場合は、範囲外であっても調査をするものとする。</p> <p>3 用地の範囲内に入る物件及び境界線に接近（1m程度）している物件は、境界線からの位置を正確に測り、支障物件調査表（仕様書第1編第4章様式-8）に記載するものとする。</p>	<p>字句の削除</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>4-5 図面等作成</p> <p>4-5-1 面積計算 【省略】</p> <p>4-5-3 用地実測図等の作成</p> <p>1 受託者は、境界測量等の成果に基づき、用地実測図及び用地平面図を作成するものとする。</p> <p>2 規格は、図郭規程（仕様書第1編第4章様式-8）によるものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>4 用地実測図、用地平面図の記載事項は、仕様書第1編第4章別表-1によるものとし、用地実測図（記載例）（仕様書第1編第4章様式-9）及び用地平面図（記載例）（仕様書第1編第4章様式-10）により作成するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>9 用地実測図を点検し、最終点検結果を用地実測図精度管理表（仕様書第1編第4章様式-21）に記載するものとする。</p> <p>10 用地平面図を点検し、最終点検結果を用地平面図精度管理表（仕様書第1編第4章様式-22）に記載するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>4-6 土地調書等の作成</p> <p>4-6-1 土地調書の作成</p> <p>受託者は、4-3資料調査 から4-5図面等作成 までに定める業務の成果品により土地調書（仕様書第1編第4章様式-18または19）を作成しなければならない。集計は所有者ごとに、字別・地番別・地目別に区分し、地番別の小計を求め所有者ごとに合計を求めるものとする。</p> <p>4-7 用地境界杭の単独埋設</p> <p>4-7-1 用地境界杭埋設に対する立会</p> <p>1 受託者は、用地境界杭埋設のみの作業の場合は、公有地に隣接する土地所有権者に立会を求め、事前に図面及び現地において確認後、土地境界標設置同意書（仕様書第1編第4章様式-17）に署名押印を求め、同意を得た上で埋設に着手するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>4-9 雑 則</p> <p>4-9-1 測量記録の整理</p> <p>測量手簿及び計算簿等は作業工程順に整理し、様式は原則として作業規程の定めによるものとする。</p> <p>4-9-2 調査報告書</p> <p>用地測量の作業経過及び、関係人・管轄登記所・関係市町村等との協議内容、その他参考となる事項を、調査報告書（仕様書第1編第4章様式-20）に取りまとめ作成するものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>4-5 図面等作成</p> <p>4-5-1 面積計算 【省略】</p> <p>4-5-3 用地実測図等の作成</p> <p>1 受託者は、境界測量等の成果に基づき、用地実測図及び用地平面図を作成するものとする。</p> <p>2 規格は、図郭規程（仕様書第1編第4章様式-9）によるものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>4 用地実測図、用地平面図の記載事項は、仕様書第1編第4章別表-1によるものとし、用地実測図（記載例）（仕様書第1編第4章様式-10）及び用地平面図（記載例）（仕様書第1編第4章様式-11）により作成するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>9 用地実測図を点検し、最終点検結果を用地実測図精度管理表（仕様書第1編第4章様式-22）に記載するものとする。</p> <p>10 用地平面図を点検し、最終点検結果を用地平面図精度管理表（仕様書第1編第4章様式-23）に記載するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>4-6 土地調書等の作成</p> <p>4-6-1 土地調書の作成</p> <p>受託者は、4-3資料調査 から4-5図面等作成 までに定める業務の成果品により土地調書（仕様書第1編第4章様式-19または20）を作成しなければならない。集計は所有者ごとに、字別・地番別・地目別に区分し、地番別の小計を求め所有者ごとに合計を求めるものとする。</p> <p>4-7 用地境界杭の単独埋設</p> <p>4-7-1 用地境界杭埋設に対する立会</p> <p>1 受託者は、用地境界杭埋設のみの作業の場合は、公有地に隣接する土地所有権者に立会を求め、事前に図面及び現地において確認後、土地境界標設置同意書（仕様書第1編第4章様式-18）に署名押印を求め、同意を得た上で埋設に着手するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>4-9 雑 則</p> <p>4-9-1 測量記録の整理</p> <p>測量手簿及び計算簿等は作業工程順に整理し、様式は原則として作業規程の定めによるものとする。</p> <p>4-9-2 調査報告書</p> <p>用地測量の作業経過及び、関係人・管轄登記所・関係市町村等との協議内容、その他参考となる事項を、調査報告書（仕様書第1編第4章様式-21）に取りまとめ作成するものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正				現 行				備 考
別表－1 様式一覧表				別表－1 様式一覧表				表内、字句の削除及び番号の改正
様式一覧表				様式一覧表				
様式 No.	名 称	備 考	頁	様式 No.	名 称	備 考	頁	
様式－1	障害物調査表			様式－1	障害物調査表			
様式－2	立会申込書			様式－2	立会申込書			
様式－3	土地境界確認書			様式－3	土地境界確認書			
様式－4	用地測量杭等形状			様式－4	用地測量杭等形状			
様式－5	用地測量結果現地立会確認書			様式－5	用地測量結果現地立会確認書			
				様式－6	境界確認書			
様式－6	承諾書			様式－7	承諾書			
様式－7	支障物件調査表			様式－8	支障物件調査表			
様式－8	図郭規程			様式－9	図郭規程			
様式－9	用地実測図（記載例）			様式－10	用地実測図（記載例）			
様式－10	用地平面図（記載例）			様式－11	用地平面図（記載例）			
様式－11	基準点網図			様式－12	基準点網図			
様式－12	図面の表示			様式－13	図面の表示			
様式－13	用地境界杭成果表			様式－14	用地境界杭成果表			
様式－14	曲線表			様式－15	曲線表			
様式－15	用地潰地求積表			様式－16	用地潰地求積表			
様式－16	現況地目別求積表			様式－17	現況地目別求積表			
様式－17	土地境界標設置同意書			様式－18	土地境界標設置同意書			
様式－18	土地調書			様式－19	土地調書			
様式－19	土地調書（区分地上権・使用貸借）			様式－20	土地調書（区分地上権・使用貸借）			
様式－20	調査報告書			様式－21	調査報告書			
様式－21	用地実測図精度管理表			様式－22	用地実測図精度管理表			
様式－22	用地平面図精度管理表			様式－23	用地平面図精度管理表			
別表－1	図面記載事項			別表－1	図面記載事項			
別表－2	地図図式			別表－2	地図図式			
別表－3	現況地目別区分表			別表－3	現況地目別区分表			
別表－4	成果品及び測量記録（国有林を除く）			別表－4	成果品及び測量記録（国有林を除く）			
別表－5	成果品及び測量記録（国有林等）			別表－5	成果品及び測量記録（国有林等）			

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																																						
<p>様式－1 障害物調査表 【省略】</p> <p>様式－5 用地測量結果現地立会確認書</p> <p style="text-align: center;">用地測量結果現地立会確認書</p> <p>先に、用地測量調査のため立ち入り通知があった私が所有する土地のうち、道営農業農村整備事業の用地として必要となる部分の境界並びに現況地目、地積について、北海道が作成した用地実測図及び用地平面図に基づいて（現地立会）の結果、下表に表示のとおりであることを確認する。（また、現地に設置された用地境界仮杭については、用地境界杭（コンクリート標）として設置換えすることに同意します。）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 住所 氏名 ㊟</p> <table border="1" data-bbox="121 730 1329 915"> <thead> <tr> <th colspan="4">土地の登記記録上の</th> <th>実 測</th> <th colspan="8">左記の内、道営農業農村整備事業の用地として必要な現況地目別求積</th> </tr> <tr> <th>所 在</th> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>地 積</th> <th>地 積</th> <th>仮地番</th> <th>宅地</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>原野</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>注1. 括弧内のまた書きについては、用地境界仮杭の設置と用地境界杭の設置を同一業務で行う場合に記載し同意を得るものとする。</p> <p>2. <u>土地所有者（関係人を含む）のうち、土地表示事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を別紙に記載して署名押印することができることとする。（土地収用法第36条第3項の規定に準じる。）</u></p> <p>3. <u>土地所有者（関係人を含む）のうち、署名押印を拒んだ者、署名押印ができない者または住所が確認できない者があるときは、理由を附記するものとする。</u></p> <p>4. <u>土地所有者（関係人を含む）のうち、現地において立会できない場合は、「現地立会」を「確認」等に適宜変更して作成する。</u></p>	土地の登記記録上の				実 測	左記の内、道営農業農村整備事業の用地として必要な現況地目別求積								所 在	地番	地目	地 積	地 積	仮地番	宅地	田	畑	原野				計																																																									<p>様式－1 障害物調査表 【省略】</p> <p>様式－5 用地測量結果現地立会確認書</p> <p style="text-align: center;">用地測量結果現地立会確認書</p> <p>先に、用地測量調査のため立ち入り通知があった私が所有する土地のうち、道営農業農村整備事業の用地として必要となる部分の境界並びに現況地目、地積について、北海道が作成した用地実測図及び用地平面図に基づいて（現地立会）の結果、下表に表示のとおりであることを確認する。（また、現地に設置された用地境界仮杭については、用地境界杭（コンクリート標）として設置換えすることに同意します。）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 住所 氏名 ㊟</p> <table border="1" data-bbox="1380 730 2588 915"> <thead> <tr> <th colspan="4">土地の登記記録上の</th> <th>実 測</th> <th colspan="8">左記の内、道営農業農村整備事業の用地として必要な現況地目別求積</th> </tr> <tr> <th>所 在</th> <th>地番</th> <th>地目</th> <th>地 積</th> <th>地 積</th> <th>仮地番</th> <th>宅地</th> <th>田</th> <th>畑</th> <th>原野</th> <th></th> <th></th> <th></th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p><u>（様式－5）</u></p> <p>注1. 括弧内のまた書きについては、用地境界仮杭の設置と用地境界杭の設置を同一業務で行う場合に記載し同意を得るものとする。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	土地の登記記録上の				実 測	左記の内、道営農業農村整備事業の用地として必要な現況地目別求積								所 在	地番	地目	地 積	地 積	仮地番	宅地	田	畑	原野				計																																																									<p>字句の削除</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p> <p>字句の追加</p>
土地の登記記録上の				実 測	左記の内、道営農業農村整備事業の用地として必要な現況地目別求積																																																																																																																																																																			
所 在	地番	地目	地 積	地 積	仮地番	宅地	田	畑	原野				計																																																																																																																																																											
土地の登記記録上の				実 測	左記の内、道営農業農村整備事業の用地として必要な現況地目別求積																																																																																																																																																																			
所 在	地番	地目	地 積	地 積	仮地番	宅地	田	畑	原野				計																																																																																																																																																											

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																				
<p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p> <p>様式－6 承諾書 【省略】</p> <p>様式－7 支障物件調査表 【省略】</p> <p>様式－8 図郭規定 【省略】</p> <p>様式－9 用地実測図（記載例） 【省略】</p> <p>様式－10 用地平面図（記載例） 【省略】</p> <p>様式－11 基準点網図 【省略】</p> <p>様式－12 図面の表示 【省略】</p> <p>様式－13 用地境界杭成果表 【省略】</p> <p>様式－14 曲線表 【省略】</p>	<p>様式－6 境界確認書</p> <p style="text-align: center;"><u>境界確認書</u></p> <p style="text-align: center;"><u>私が所有する土地と、道営農業農村整備事業の用地との境界について、北海道が作成した用地平面図に基づいて（現地立会）の結果、下表に表示のとおりであることを確認する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>年 月 日</u> <u>住 所</u></p> <p style="text-align: center;"><u>氏 名</u> ㊟</p> <p><u>土地登記簿上の</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;"><u>所 在</u></th> <th style="width: 10%;"><u>地 番</u></th> <th style="width: 15%;"><u>地 目</u></th> <th style="width: 15%;"><u>地 積</u></th> <th style="width: 35%;"><u>備 考</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p><u>（様式－5，6）</u></p> <p><u>注1. 土地所有者（関係人を含む）のうち、土地表示事項が真実でない旨の異議を有する者は、その内容を別紙に記載して署名押印することができることとする。（土地収用法第36条第3項の規定に準じる。）</u></p> <p><u>2. 土地所有者（関係人を含む）のうち、署名押印を拒んだ者、署名押印ができない者または住所が確認できない者があるときは、理由を附記するものとする。</u></p> <p><u>3. 土地所有者（関係人を含む）のうち、現地において立会できない場合は、「現地立会」を「確認」等に適宜変更して作成する。</u></p> <p>様式－7 承諾書 【省略】</p> <p>様式－8 支障物件調査表 【省略】</p> <p>様式－9 図郭規定 【省略】</p> <p>様式－10 用地実測図（記載例） 【省略】</p> <p>様式－11 用地平面図（記載例） 【省略】</p> <p>様式－12 基準点網図 【省略】</p> <p>様式－13 図面の表示 【省略】</p> <p>様式－14 用地境界杭成果表 【省略】</p> <p>様式－15 曲線表 【省略】</p>	<u>所 在</u>	<u>地 番</u>	<u>地 目</u>	<u>地 積</u>	<u>備 考</u>																<p>様式の削除</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p>
<u>所 在</u>	<u>地 番</u>	<u>地 目</u>	<u>地 積</u>	<u>備 考</u>																		

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>様式-15 用地潰地求積表 【省略】</p>	<p>様式-16 用地潰地求積表 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>様式-16 現況地目別求積表 【省略】</p>	<p>様式-17 現況地目別求積表 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>様式-17 土地境界標設置同意書 【省略】</p>	<p>様式-18 土地境界標設置同意書 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>様式-18 土地調書 【省略】</p>	<p>様式-19 土地調書 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>様式-19 土地調査（区分地上権・使用貸借） 【省略】</p>	<p>様式-20 土地調査（区分地上権・使用貸借） 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>様式-20 調査報告書 【省略】</p>	<p>様式-21 調査報告書 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>様式-21 用地実測図精度管理表 【省略】</p>	<p>様式-22 用地実測図精度管理表 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>
<p>様式-22 用地平面図精度管理表 【省略】</p>	<p>様式-23 用地平面図精度管理表 【省略】</p>	<p>番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正					現 行					備 考
別表－1 図面記載事項					別表－1 図面記載事項					表内、番号の改正
図 面 記 載 事 項					図 面 記 載 事 項					
記載内容	用地実測図	用地平面図	潰地予定図	様式番号	記載内容	用地実測図	用地平面図	潰地予定図	様式番号	
図面規格（841mm×594mm：A1 規格）図郭線（801mm×554mm）座標図郭線は各 25mm とする	○	○	○	<u>8</u>	図面規格（841mm×594mm：A1 規格）図郭線（801mm×554mm）座標図郭線は各 25mm とする	○	○	○	<u>9</u>	
起点は原則として左側、起終点中心線は 100m 毎に $\frac{100}{\text{---} \circ \text{---}}$ と表示	○	○	○		起点は原則として左側、起終点中心線は 100m 毎に $\frac{100}{\text{---} \circ \text{---}}$ と表示	○	○	○		
用地境界線、用地境界杭番号、中心線からの距離、境界杭点間距離（筆界毎に表示）	○	○			用地境界線、用地境界杭番号、中心線からの距離、境界杭点間距離（筆界毎に表示）	○	○			
筆界線、地番、所有者名、所管所属名、行政区画名、字名、区画線	○	○	○		筆界線、地番、所有者名、所管所属名、行政区画名、字名、区画線	○	○	○		
用地境界仮杭の記号及び番号	○	○			用地境界仮杭の記号及び番号	○	○			
基準点（図根点）の記号、既設境界杭の記号、番号	○	○	○		基準点（図根点）の記号、既設境界杭の記号、番号	○	○	○		
地貌、地物、地目界及び地目記号、地目別色別表示		○			地貌、地物、地目界及び地目記号、地目別色別表示		○			
電柱、地下埋設物並びに見出杭等の記号及び番号		○			電柱、地下埋設物並びに見出杭等の記号及び番号		○			
図面の表示（タイトル）	○	○	○	<u>12</u>	図面の表示（タイトル）	○	○	○	<u>13</u>	
方位	○	○	○		方位	○	○	○		
基準点網図	○		○	<u>11</u>	基準点網図	○		○	<u>12</u>	
曲線表	○	○		<u>14</u>	曲線表	○	○		<u>15</u>	
用地境界杭成果表	○	○		<u>13</u>	用地境界杭成果表	○	○		<u>14</u>	
既設用地境界杭成果表（使用点のみ）	○	○		<u>13</u>	既設用地境界杭成果表（使用点のみ）	○	○		<u>14</u>	
用地潰地求積表	○		○	<u>15</u>	用地潰地求積表	○		○	<u>16</u>	
現況地目別求積表		○		<u>16</u>	現況地目別求積表		○		<u>17</u>	
拡大図（必要ある場合）	○	○	○		拡大図（必要ある場合）	○	○	○		
図面の接続線（ $\text{---} \cdots \text{---} \text{---} \cdots \text{---}$ ）	○	○	○		図面の接続線（ $\text{---} \cdots \text{---} \text{---} \cdots \text{---}$ ）	○	○	○		
注）潰地予定図においては、用地潰地求積表を潰地面積一覧表と読み替える。					注）潰地予定図においては、用地潰地求積表を潰地面積一覧表と読み替える。					
【省略】					【省略】					

新 旧 対 照 表

改 正							現 行							備 考	
別表－４ 成果品及び測量記録（国有林を除く）							別表－４ 成果品及び測量記録（国有林を除く）							表内、字句の削除及び番号の改正	
成果品及び測量記録（国有林を除く）							成果品及び測量記録（国有林を除く）								
区分	名 称	単位	数量	規格・寸法	縮 尺	備 考	区分	名 称	単位	数量	規格・寸法	縮 尺	備 考		
成	用 地 実 測 図	式			1/500 または 1/1,000		成	用 地 実 測 図	式			1/500 または 1/1,000			
	用 地 平 面 図	式			1/500 または 1/1,000	(現況地目色別)		用 地 平 面 図	式			1/500 または 1/1,000	(現況地目色別)		
	地積測量図等素図	式		不動産登記規則第74条第3項に準じるもの		土地実地調査書を含む		地積測量図等素図	式		不動産登記規則第74条第3項に準じるもの		土地実地調査書を含む		
	土 地 調 査 書	式		様式－ <u>18</u> 様式－ <u>19</u>				土 地 調 査 書	式		様式－ <u>19</u> 様式－ <u>20</u>				
	土地境界確認書	式		様式－3				土地境界確認書	式		様式－3				
	用地測量結果現地立会確認書	式		様式－5				用地測量結果現地立会確認書	式		様式－5				
	_____	—		_____				<u>境 界 確 認 書</u>	式		様式－ <u>6</u>				
果	承 諾 書	式		様式－ <u>6</u>		地図訂正、地積更正の場合	果	承 諾 書	式		様式－ <u>7</u>		地図訂正、地積更正の場合		
	土 地 境 界 標 設 置 同 意 書	式		様式－ <u>17</u>		用地境界杭設置の場合		土 地 境 界 標 設 置 同 意 書	式		様式－ <u>18</u>		用地境界杭設置の場合		
	土地の登記記録	式				取得または使用に該当する地番のみ		土地の登記記録	式				取得または使用に該当する地番のみ		
	支障物件調査表	式		様式－ <u>7</u>		支障物件として判定される場合		支障物件調査表	式		様式－ <u>8</u>		支障物件として判定される場合		
	調 査 報 告 書	部		様式－ <u>20</u>				調 査 報 告 書	部		様式－ <u>21</u>				
	資 料 図	式						資 料 図	式						
	土 地 調 査 表	式				登記事項要約書に代えることができる		土 地 調 査 表	式				登記事項要約書に代えることができる		
測 量 記 録	基 準 点 測 量 簿	冊					測 量 記 録	基 準 点 測 量 簿	冊						
	測 量 成 果 計 算 簿	冊						測 量 成 果 計 算 簿	冊						
	写 真 帳	冊						写 真 帳	冊						

新 旧 対 照 表

改 正							現 行							備 考
別表－5 成果品及び測量記録（国有林等）							別表－5 成果品及び測量記録（国有林等）							表内、番号の改正
成果品及び測量記録（国有林等）							成果品及び測量記録（国有林等）							
区分	名 称	単位	数量	規格・寸法	縮 尺	備 考	区分	名 称	単位	数量	規格・寸法	縮 尺	備 考	
成	用 地 実 測 図	式			1/1,000 ～ 1/2,500		成	用 地 実 測 図	式			1/1,000 ～ 1/2,500		
	用 地 平 面 図	式			1/1,000 ～ 1/2,500	(現況地目色別)		用 地 平 面 図	式			1/1,000 ～ 1/2,500	(現況地目色別)	
	地 積 測 量 図 等 素 図	式		不動産登記規則第74条 第3項に準じるもの		土地実地調査書を含む		地 積 測 量 図 等 素 図	式		不動産登記規則第74条 第3項に準じるもの		土地実地調査書を含む	
果	位 置 図	式			1/50,000	国有林野管内図による	果	位 置 図	式			1/50,000	国有林野管内図による	
	境 界 基 本 図	式			1/5,000	国有林野管内図による		境 界 基 本 図	式			1/5,000	国有林野管内図による	
	調 査 報 告 書	部		様式-20				調 査 報 告 書	部		様式-21			
品							品							
測	基 準 点 測 量 簿	冊				林野庁測定規程等による	測	基 準 点 測 量 簿	冊				林野庁測定規程等による	
	境 界 測 量 簿	冊						境 界 測 量 簿	冊					
	測 量 手 簿	冊						測 量 手 簿	冊					
	縦横線及高低計算簿	冊						縦横線及高低計算簿	冊					
	面 積 計 算 簿	冊						面 積 計 算 簿	冊					
	写 真 帳	冊						写 真 帳	冊					
記						記								
録						録								
【省略】							【省略】							

改 正	現 行	備 考														
<p>第8章 海岸保全・調査</p> <p>8-1 深淺測量</p> <p>8-1-1 目 的</p> <p>【省略】</p> <p>8-1-3 測量基準</p> <p>1 基準点測量</p> <p>受託者は、測量に用いる基準点として、<u>国土交通省または海上保安庁海洋情報部</u>（以下「海洋情報部」という）等の既設点を用いるものとする。なお、既設点を使用できない場合、次の方法により必要な基準点を決定するものとする。</p> <p>（1）主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いるものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>（4）三角測量の辺長計算は、2個以上の三角形を使用するものとするか、または<u>既知点</u>を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。なお、座標値の較差は、次のとおりとする。</p> <p>主要基準点：30 cm以内 補助基準点：50 cm以内</p> <p>【省略】</p> <p>8-1-4 水深測量</p> <p>1 受託者は、設計図書に定める区域について水深測量を行うものとする。</p> <p>2 海上測位</p> <p>（1）受託者は、設計図書の定めにより測量船の誘導及び海上測位を行うものとする。</p> <p>（2）受注者は、<u>海上位置測量に使用する機器は衛星測位機等とし、海上測位位置の精度は、特級水域では±2m、1a級水域及び1b級水域では±5mを確保できるものを使用しなければならない。なお、水域の区分は海上保安庁告示第102号別表第一によるものとする。</u></p> <p>（3）受託者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めるものとする。</p> <p>（4）受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩または法尻法線に直角に測定するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>〔削除〕</u></p>	<p>第8章 海岸保全・調査</p> <p>8-1 深淺測量</p> <p>8-1-1 目 的</p> <p>【省略】</p> <p>8-1-3 測量基準</p> <p>1 基準点測量</p> <p>受託者は、測量に用いる基準点として、<u>漁港原点及び海上保安庁海洋情報部</u>（以下「海洋情報部」という）等の既設点を用いるものとする。なお、既設点を使用できない場合、次の方法により必要な基準点を決定するものとする。</p> <p>（1）主要基準点は、国土地理院の三角点、多角点、電子基準点及び公共測量に基づく三角点及び多角点を基準として用いるものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>（4）三角測量の辺長計算は、2個以上の三角形を使用するものとするか、または<u>既知辺</u>を含む三角形で計算するものとする。算出した辺長を用いて座標計算を行うものとする。なお、座標値の較差は、次のとおりとする。</p> <p>主要基準点：30 cm以内 補助基準点：50 cm以内</p> <p>【省略】</p> <p>8-1-4 水深測量</p> <p>1 受託者は、設計図書に定める区域について水深測量を行うものとする。</p> <p>2 海上測位</p> <p>（1）受託者は、設計図書の定めにより測量船の誘導及び海上測位を行うものとする。</p> <p>（2）受託者は、<u>表-1 海上測位に使用する機器の性能に示す性能以上の機器を用いるものとする。</u></p> <p>（3）受託者は、海上測位位置の線の交角を30°～150°の範囲内に収めるものとする。</p> <p>（4）受託者は、法面勾配確認を行う場合、法肩または法尻法線に直角に測定するものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>表-1 海上測位に使用する機器の性能</u></p> <table border="1" data-bbox="1543 1549 2205 1856"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>性 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>電波測位機</u></td> <td><u>測距精度±1.5m自動記録</u></td> </tr> <tr> <td><u>光波測距儀</u></td> <td><u>測距精度±1.5m自動記録</u></td> </tr> <tr> <td><u>G N S S 測位機</u></td> <td><u>測距精度±1.5m自動記録</u></td> </tr> <tr> <td><u>トランシット</u></td> <td><u>最小読取值 20 秒読</u></td> </tr> <tr> <td><u>六分儀</u></td> <td><u>1分読み</u></td> </tr> <tr> <td><u>三桿分度儀</u></td> <td><u>1分読み</u></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	性 能	<u>電波測位機</u>	<u>測距精度±1.5m自動記録</u>	<u>光波測距儀</u>	<u>測距精度±1.5m自動記録</u>	<u>G N S S 測位機</u>	<u>測距精度±1.5m自動記録</u>	<u>トランシット</u>	<u>最小読取值 20 秒読</u>	<u>六分儀</u>	<u>1分読み</u>	<u>三桿分度儀</u>	<u>1分読み</u>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p> <p>表の削除</p>
区 分	性 能															
<u>電波測位機</u>	<u>測距精度±1.5m自動記録</u>															
<u>光波測距儀</u>	<u>測距精度±1.5m自動記録</u>															
<u>G N S S 測位機</u>	<u>測距精度±1.5m自動記録</u>															
<u>トランシット</u>	<u>最小読取值 20 秒読</u>															
<u>六分儀</u>	<u>1分読み</u>															
<u>三桿分度儀</u>	<u>1分読み</u>															

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																										
<p>3 測 深 (1) 測深機器</p> <p>受託者は、音響測深機により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表-1 音響測深機の性能（水深 100m以浅）」に示す性能以上のものとする。なお、設計図書に定めがなく、上記の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち業務担当員に測深方法の承諾を得るものとする。</p> <p>表-1 音響測深の性能（水深 100m以浅）</p> <table border="1" data-bbox="379 457 1086 1234"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>性 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）</td> </tr> <tr> <td>仮定音速度</td> <td>1500m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発振周波数</td> <td>90～230kHz（水深 31m未満）</td> </tr> <tr> <td>30～230kHz（水深 31m～100m）</td> </tr> <tr> <td>送受波器の指向角</td> <td>半減半角 8° 以下</td> </tr> <tr> <td>紙送り速度</td> <td>20 mm/min 以上</td> </tr> <tr> <td>最小目盛</td> <td>0.2m以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>スワス音響測深機（マルチビーム）</u></td> </tr> <tr> <td>仮定音速度</td> <td>1500m/s</td> </tr> <tr> <td>発振周波数</td> <td><u>200kHz 以上</u></td> </tr> <tr> <td>レンジ分解能</td> <td>5 cm以下</td> </tr> <tr> <td>測深ビーム方式</td> <td><u>ミルズクロス方式</u></td> </tr> <tr> <td>測深ビーム幅</td> <td><u>2度以下×2度以下</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>スワス音響測深機（インターフェロメトリ）</u></td> </tr> <tr> <td>発振周波数</td> <td>100～500kHz</td> </tr> <tr> <td>レンジ分解能</td> <td>5cm 以下</td> </tr> <tr> <td>仮定音速度</td> <td>1500m/s</td> </tr> <tr> <td>受信素子数</td> <td>4 個以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※スワス音響測深機は、マルチビーム音響測深機及び位相差式（インターフェロメトリ）音響測深機（受信素子数が4個以上のものに限る。）で船体に固定して使用するものをいう。</p> <p>【省略】</p>	項 目	性 能	シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）		仮定音速度	1500m/s	発振周波数	90～230kHz（水深 31m未満）	30～230kHz（水深 31m～100m）	送受波器の指向角	半減半角 8° 以下	紙送り速度	20 mm/min 以上	最小目盛	0.2m以下	<u>スワス音響測深機（マルチビーム）</u>		仮定音速度	1500m/s	発振周波数	<u>200kHz 以上</u>	レンジ分解能	5 cm以下	測深ビーム方式	<u>ミルズクロス方式</u>	測深ビーム幅	<u>2度以下×2度以下</u>	<u>スワス音響測深機（インターフェロメトリ）</u>		発振周波数	100～500kHz	レンジ分解能	5cm 以下	仮定音速度	1500m/s	受信素子数	4 個以上	<p>3 測 深 (1) 測深機器</p> <p>受託者は、音響測深機により測深を行うものとし、使用する音響測深機は「表-2 音響測深機の性能（水深 100m以浅）」に示す性能以上のものとする。なお、設計図書に定めがなく、上記の音響測深機により難しい場合は、測量に先立ち業務担当員に測深方法の承諾を得るものとする。</p> <p>表-2 音響測深の性能（水深 100m以浅）</p> <table border="1" data-bbox="1638 457 2344 1234"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>性 能</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）</td> </tr> <tr> <td>仮定音速度</td> <td>1500m/s</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">発振周波数</td> <td>90～230kHz（水深 31m未満）</td> </tr> <tr> <td>30～230kHz（水深 31m～100m）</td> </tr> <tr> <td>送受波器の指向角</td> <td>半減半角 8° 以下</td> </tr> <tr> <td>紙送り速度</td> <td>20 mm/min 以上</td> </tr> <tr> <td>最小目盛</td> <td>0.2m以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>マルチビーム（浅海用）音響測深機</u></td> </tr> <tr> <td>仮定音速度</td> <td>1500m/s</td> </tr> <tr> <td>発振周波数</td> <td><u>36～455kHz</u></td> </tr> <tr> <td>レンジ分解能</td> <td>5 cm以下</td> </tr> <tr> <td>測深ビーム方式</td> <td><u>クロスファンビーム</u></td> </tr> <tr> <td>測深ビーム幅</td> <td><u>1.5度以下×1.5度以下</u></td> </tr> <tr> <td colspan="2"><u>インターフェロメトリ音響測深器</u></td> </tr> <tr> <td>発振周波数</td> <td>100～500kHz</td> </tr> <tr> <td>レンジ分解能</td> <td>5cm 以下</td> </tr> <tr> <td>仮定音速度</td> <td>1500m/s</td> </tr> <tr> <td>受信素子数</td> <td>4 個以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	項 目	性 能	シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）		仮定音速度	1500m/s	発振周波数	90～230kHz（水深 31m未満）	30～230kHz（水深 31m～100m）	送受波器の指向角	半減半角 8° 以下	紙送り速度	20 mm/min 以上	最小目盛	0.2m以下	<u>マルチビーム（浅海用）音響測深機</u>		仮定音速度	1500m/s	発振周波数	<u>36～455kHz</u>	レンジ分解能	5 cm以下	測深ビーム方式	<u>クロスファンビーム</u>	測深ビーム幅	<u>1.5度以下×1.5度以下</u>	<u>インターフェロメトリ音響測深器</u>		発振周波数	100～500kHz	レンジ分解能	5cm 以下	仮定音速度	1500m/s	受信素子数	4 個以上	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>表内、字句及び数値の改正</p> <p>字句の追加</p>
項 目	性 能																																																																											
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）																																																																												
仮定音速度	1500m/s																																																																											
発振周波数	90～230kHz（水深 31m未満）																																																																											
	30～230kHz（水深 31m～100m）																																																																											
送受波器の指向角	半減半角 8° 以下																																																																											
紙送り速度	20 mm/min 以上																																																																											
最小目盛	0.2m以下																																																																											
<u>スワス音響測深機（マルチビーム）</u>																																																																												
仮定音速度	1500m/s																																																																											
発振周波数	<u>200kHz 以上</u>																																																																											
レンジ分解能	5 cm以下																																																																											
測深ビーム方式	<u>ミルズクロス方式</u>																																																																											
測深ビーム幅	<u>2度以下×2度以下</u>																																																																											
<u>スワス音響測深機（インターフェロメトリ）</u>																																																																												
発振周波数	100～500kHz																																																																											
レンジ分解能	5cm 以下																																																																											
仮定音速度	1500m/s																																																																											
受信素子数	4 個以上																																																																											
項 目	性 能																																																																											
シングルビーム音響測深機（多素子音響測深機を含む）																																																																												
仮定音速度	1500m/s																																																																											
発振周波数	90～230kHz（水深 31m未満）																																																																											
	30～230kHz（水深 31m～100m）																																																																											
送受波器の指向角	半減半角 8° 以下																																																																											
紙送り速度	20 mm/min 以上																																																																											
最小目盛	0.2m以下																																																																											
<u>マルチビーム（浅海用）音響測深機</u>																																																																												
仮定音速度	1500m/s																																																																											
発振周波数	<u>36～455kHz</u>																																																																											
レンジ分解能	5 cm以下																																																																											
測深ビーム方式	<u>クロスファンビーム</u>																																																																											
測深ビーム幅	<u>1.5度以下×1.5度以下</u>																																																																											
<u>インターフェロメトリ音響測深器</u>																																																																												
発振周波数	100～500kHz																																																																											
レンジ分解能	5cm 以下																																																																											
仮定音速度	1500m/s																																																																											
受信素子数	4 個以上																																																																											

改 正	現 行	備 考
<p>8-2 流況調査</p> <p>8-2-1 適用の範囲 本節は、流況調査に関する一般的事項を取扱うものとする。 【省略】</p> <p>8-2-3 観 測 1 受託者は、設計図書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行うものとする。 2 受託者は、流速計を設置して観測する場合、設計図書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行うものとする。また、設置方法は、事前に業務担当員の承諾を得るものとする。 3 受託者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、設計図書の定めにより点検・保守を実施するものとする。 <u>4 本測量においてGNSSを使用する場合は、当該契約の実施区域において行った精度の確認結果を添えて使用申請を業務担当員に提出し、承諾を得なければならない。</u> 【省略】</p> <p>8-3 水質調査</p> <p>8-3-1 適用範囲 水質調査に関する一般事項を取り扱うものとする。 【省略】</p> <p>8-3-3 採水・観測 1 受託者は、設計図書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により採水、観測するものとする。 2 受託者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。ただし、設計図書に定めのある場合は、それに従うものとする。 (1) 表層 海面下 0.5m (2) 中層 水深の1/2 (3) 下層 海底面上 1.0m 3 受託者は、関係法令等に定める規定量の資料を採水し、採水地点、水深、年月日、<u>時間及び気象・海象</u>の記録を行うものとする。 4 受託者は、採水した資料に対し「表-<u>2</u> 水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬するものとする。</p>	<p>8-2 流況調査</p> <p>8-2-1 適用の範囲 本節は、流況調査に関する一般的事項を取扱うものとする。 【省略】</p> <p>8-2-3 観 測 1 受託者は、設計図書に定める観測地点及び観測方法により、流況調査を行うものとする。 2 受託者は、流速計を設置して観測する場合、設計図書に定める標識を設置し、観測位置の表示を行うものとする。また、設置方法は、事前に業務担当員の承諾を得るものとする。 3 受託者は、長期間、流速計を設置して観測する場合、設計図書の定めにより点検・保守を実施するものとする。 _____ _____ 【省略】</p> <p>8-3 水質調査</p> <p>8-3-1 適用範囲 水質調査に関する一般事項を取り扱うものとする。 【省略】</p> <p>8-3-3 採水・観測 1 受託者は、設計図書に定める採水時期、採水地点及び採水方法により採水、観測するものとする。 2 受託者は、次に示す深度から採水若しくは測定するものとする。ただし、設計図書に定めのある場合は、それに従うものとする。 (1) 表層 海面下 0.5m (2) 中層 水深の1/2 (3) 下層 海底面上 1.0m 3 受託者は、関係法令等に定める規定量の資料を採水し、採水地点、水深、年月日<u>及び時間</u>_____ _____の記録を行うものとする。 4 受託者は、採水した資料に対し「表-<u>3</u> 水質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬するものとする。</p>	<p>字句の追加</p> <p>字句の追加及び 改正 番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																														
<p>8-3-4 水質試験</p> <p>1 受託者は、設計図書に定める項目の試験を行うものとする。</p> <p>2 受託者は、「表-2 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書に定める方法により行うものとする。</p> <p>3 受託者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに業務担当員に報告するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;">表-2 水質試験方法</p> <table border="1" data-bbox="124 506 1335 1293"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">現場測定項目</td> <td>気 温</td> <td>JIS K 0102 _____ 7.1</td> </tr> <tr> <td>水 温</td> <td>JIS K 0102 _____ 7.2</td> </tr> <tr> <td>色 相</td> <td>JIS 標準色標</td> </tr> <tr> <td>臭 気</td> <td>JIS K 0102 _____ 10.1</td> </tr> <tr> <td>塩 分</td> <td>海洋観測指針 5.3</td> </tr> <tr> <td>透明度</td> <td>海洋観測指針 _____ 3.2</td> </tr> <tr> <td>濁 度</td> <td>JIS K 0101 <u>9.2, 9.3, 9.4</u> または水中濁度計 YPC-1D</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">生活環境項目</td> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>JIS K 0102 _____ 12.1 <u>またはガラス電極法</u></td> </tr> <tr> <td>溶存酸素 (DO)</td> <td>JIS K 0102 _____ 32 <u>または隔膜電極法若しくは工学式センサー</u></td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>JIS K 0102 _____ 21</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>JIS K 0102 _____ 17</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td> <td>環告第 59 号付表 <u>9</u></td> </tr> <tr> <td>大腸菌 数</td> <td>環告第 59 号別表 2 _____</td> </tr> <tr> <td>全窒素</td> <td>JIS K 0102 _____ 45.2、45.3、45.4 <u>または 45.6</u></td> </tr> <tr> <td>全りん</td> <td>JIS K 0102 _____ 46.3</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン 抽出物質</td> <td>環告第 59 号付表 <u>14</u> <u>または環告第 64 号付表 4</u></td> </tr> <tr> <td>亜 鉛</td> <td>JIS K 0102 _____ 53</td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	試験方法	現場測定項目	気 温	JIS K 0102 _____ 7.1	水 温	JIS K 0102 _____ 7.2	色 相	JIS 標準色標	臭 気	JIS K 0102 _____ 10.1	塩 分	海洋観測指針 5.3	透明度	海洋観測指針 _____ 3.2	濁 度	JIS K 0101 <u>9.2, 9.3, 9.4</u> または水中濁度計 YPC-1D	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 _____ 12.1 <u>またはガラス電極法</u>	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 _____ 32 <u>または隔膜電極法若しくは工学式センサー</u>	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 _____ 21	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 _____ 17	浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表 <u>9</u>	大腸菌 数	環告第 59 号別表 2 _____	全窒素	JIS K 0102 _____ 45.2、45.3、45.4 <u>または 45.6</u>	全りん	JIS K 0102 _____ 46.3	n-ヘキサン 抽出物質	環告第 59 号付表 <u>14</u> <u>または環告第 64 号付表 4</u>	亜 鉛	JIS K 0102 _____ 53	<p>8-3-4 水質試験</p> <p>1 受託者は、設計図書に定める項目の試験を行うものとする。</p> <p>2 受託者は、「表-3 水質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書に定める方法により行うものとする。</p> <p>3 受託者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに業務担当員に報告するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;">表-3 水質試験方法</p> <table border="1" data-bbox="1380 506 2591 1293"> <thead> <tr> <th></th> <th>試験項目</th> <th>試験方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">現場測定項目</td> <td>気 温</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 7.1</td> </tr> <tr> <td>水 温</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 7.2</td> </tr> <tr> <td>色 相</td> <td>JIS 標準色標</td> </tr> <tr> <td>臭 気</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 10.1</td> </tr> <tr> <td>塩 分</td> <td>海洋観測指針 5.3</td> </tr> <tr> <td>透明度</td> <td>海洋観測指針 <u>(1999)</u> 3.2</td> </tr> <tr> <td>濁 度</td> <td>JIS K 0101 <u>(2013)</u> 9.4 または水中濁度計 YPC-1D</td> </tr> <tr> <td rowspan="9">生活環境項目</td> <td>水素イオン濃度 (pH)</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 12.1 _____</td> </tr> <tr> <td>溶存酸素 (DO)</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 32 _____</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量 (BOD)</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 21</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量 (COD)</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 17</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質 (SS)</td> <td>環告第 59 号付表 <u>8</u></td> </tr> <tr> <td>大腸菌 群数</td> <td>環告第 59 号別表 2.1.1 <u>備考 4</u></td> </tr> <tr> <td>全窒素</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 45.2、45.3 <u>または 45.4</u> _____</td> </tr> <tr> <td>全りん</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 46.3</td> </tr> <tr> <td>n-ヘキサン 抽出物質</td> <td>環告第 59 号付表 <u>10</u></td> </tr> <tr> <td>亜 鉛</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 53</td> </tr> </tbody> </table>		試験項目	試験方法	現場測定項目	気 温	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 7.1	水 温	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 7.2	色 相	JIS 標準色標	臭 気	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 10.1	塩 分	海洋観測指針 5.3	透明度	海洋観測指針 <u>(1999)</u> 3.2	濁 度	JIS K 0101 <u>(2013)</u> 9.4 または水中濁度計 YPC-1D	生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 12.1 _____	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 32 _____	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 21	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 17	浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表 <u>8</u>	大腸菌 群数	環告第 59 号別表 2.1.1 <u>備考 4</u>	全窒素	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 45.2、45.3 <u>または 45.4</u> _____	全りん	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 46.3	n-ヘキサン 抽出物質	環告第 59 号付表 <u>10</u>	亜 鉛	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 53	<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>表内、字句の追加、削除、改正</p>
	試験項目	試験方法																																																																														
現場測定項目	気 温	JIS K 0102 _____ 7.1																																																																														
	水 温	JIS K 0102 _____ 7.2																																																																														
	色 相	JIS 標準色標																																																																														
	臭 気	JIS K 0102 _____ 10.1																																																																														
	塩 分	海洋観測指針 5.3																																																																														
	透明度	海洋観測指針 _____ 3.2																																																																														
	濁 度	JIS K 0101 <u>9.2, 9.3, 9.4</u> または水中濁度計 YPC-1D																																																																														
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 _____ 12.1 <u>またはガラス電極法</u>																																																																														
	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 _____ 32 <u>または隔膜電極法若しくは工学式センサー</u>																																																																														
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 _____ 21																																																																														
	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 _____ 17																																																																														
	浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表 <u>9</u>																																																																														
	大腸菌 数	環告第 59 号別表 2 _____																																																																														
	全窒素	JIS K 0102 _____ 45.2、45.3、45.4 <u>または 45.6</u>																																																																														
	全りん	JIS K 0102 _____ 46.3																																																																														
	n-ヘキサン 抽出物質	環告第 59 号付表 <u>14</u> <u>または環告第 64 号付表 4</u>																																																																														
亜 鉛	JIS K 0102 _____ 53																																																																															
	試験項目	試験方法																																																																														
現場測定項目	気 温	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 7.1																																																																														
	水 温	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 7.2																																																																														
	色 相	JIS 標準色標																																																																														
	臭 気	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 10.1																																																																														
	塩 分	海洋観測指針 5.3																																																																														
	透明度	海洋観測指針 <u>(1999)</u> 3.2																																																																														
	濁 度	JIS K 0101 <u>(2013)</u> 9.4 または水中濁度計 YPC-1D																																																																														
生活環境項目	水素イオン濃度 (pH)	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 12.1 _____																																																																														
	溶存酸素 (DO)	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 32 _____																																																																														
	生物化学的酸素要求量 (BOD)	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 21																																																																														
	化学的酸素要求量 (COD)	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 17																																																																														
	浮遊物質 (SS)	環告第 59 号付表 <u>8</u>																																																																														
	大腸菌 群数	環告第 59 号別表 2.1.1 <u>備考 4</u>																																																																														
	全窒素	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 45.2、45.3 <u>または 45.4</u> _____																																																																														
	全りん	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 46.3																																																																														
	n-ヘキサン 抽出物質	環告第 59 号付表 <u>10</u>																																																																														
亜 鉛	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 53																																																																															

新 旧 対 照 表

改 正		現 行		備 考	
表-2 水質試験方法		表-3 水質試験方法		番号の改正 表内、字句の追加、 削除、改正	
	試験項目		試験項目		
	試験方法		試験方法		
健 康 項 目	カドミウム	JIS K 0102 <u>55.2、55.3 または 55.4</u>	カドミウム		JIS K 0102 <u>(2013) 55</u>
	全シアン	JIS K 0102 <u>38.1.2 及び 38.2、38.1.2 及び 38.3 または 38.1.2 及び 38.5</u>	全シアン		JIS K 0102 <u>(2013) 38.1.2 及び 38.2 または 38.1.2 及び 38.3</u>
	鉛	JIS K 0102 <u>54</u>	鉛		JIS K 0102 <u>(2013) 54</u>
	六価クロム	JIS K 0102 <u>65.2</u>	六価クロム		JIS K 0102 <u>(2013) 65.2</u>
	砒素	JIS K 0102 <u>61.2 または 61.3</u>	砒素		JIS K 0102 <u>(2013) 61.2 または 61.3</u>
	総水銀	環告第 59 号付表 <u>2</u>	総水銀		環告第 59 号付表 <u>1</u>
	アルキル水銀	環告第 59 号付表 <u>3</u>	アルキル水銀		環告第 59 号付表 <u>2</u>
	ポリ塩化ビフェニール (PCB)	環告第 59 号付表 <u>4</u>	ポリ塩化ビフェニール (PCB)		環告第 59 号付表 <u>3</u>
	ジクロロメタン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2 または 5.3.2</u>	ジクロロメタン		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2 または 5.3.2</u>
	四塩化炭素	JIS K 0125 <u>5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 または 5.5</u>	四塩化炭素		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 または 5.5</u>
	1. 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2、5.3.1、または 5.3.2</u>	1. 2-ジクロロエタン		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2、5.3.1、または 5.3.2</u>
	1. 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2 または 5.3.2</u>	1. 1-ジクロロエチレン		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2 または 5.3.2</u>
	シス 1. 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2 または 5.3.2</u>	シス 1. 2-ジクロロエチレン		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2 または 5.3.2</u>
	1. 1. 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 または 5.5</u>	1. 1. 1-トリクロロエタン		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 または 5.5</u>
	1. 1. 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 または 5.5</u>	1. 1. 2-トリクロロエタン		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 または 5.5</u>
	1. 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2 または 5.3.2</u>	1. 3-ジクロロプロペン		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2 または 5.3.1</u>
	チウラム	環告第 59 号付表 <u>5</u>	チウラム		環告第 59 号付表 <u>4</u>
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 または 5.5</u>	トリクロロエチレン		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 または 5.5</u>
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 または 5.5</u>	テトラクロロエチレン		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 または 5.5</u>
	シマジン	環告第 59 号付表 <u>6</u> の第 1 または 第 2	シマジン		環告第 59 号付表 <u>5</u> の第 1 または 第 2
	チオベンカルブ	環告第 59 号付表 <u>6</u> の第 1 または 第 2	チオベンカルブ		環告第 59 号付表 <u>5</u> の第 1 または 第 2
	ベンゼン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2 または 5.3.2</u>	ベンゼン		JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2 または 5.3.2</u>
	セレン	JIS K 0102 <u>67.2、67.3 または 67.4</u>	セレン		JIS K 0102 <u>(2013) 67.2 または 67.3</u>
	ホウ素	JIS K 0102 <u>47.1 若しくは 47.3 または 47.4</u>	ホウ素		JIS K 0102 <u>(2013) 47.1 若しくは 47.3 または 環告第 59 号付表 7</u>
	フッ素	JIS K 0102 <u>34.1 または 環告第 59 号付表 7</u>	フッ素		JIS K 0102 <u>(2013) 34.1 または 環告第 59 号付表 6</u>
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	JIS K 0102 <u>43.2.1、43.2.3 または 43.2.5 (硝酸性)</u> JIS K 0102 <u>43.1 (亜硝酸性)</u>	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素		JIS K 0102 <u>(2013) 43.2.1、43.2.3 または 43.2.5 (硝酸性)</u> JIS K 0102 <u>(2013) 43.1 (亜硝酸性)</u>
	1,4-ジオキサン	環告第 59 号付表 <u>8</u>	1,4-ジオキサン		環告第 59 号付表 <u>7</u>
特 殊 項 目	フェノール類	JIS K 0102 <u>28.1</u>	フェノール類	JIS K 0102 <u>(2013) 28.1</u>	
	銅	JIS K 0102 <u>52.2、52.3、52.4 または 52.5</u>	銅	JIS K 0102 <u>(2013) 52.2</u>	
	鉄 (溶解性)	JIS K 0102 <u>57.2、57.3 または 57.4</u>	鉄 (溶解性)	JIS K 0102 <u>(2013) 57.2</u>	
	マンガン (溶解性)	JIS K 0102 <u>56.2、56.3、56.4 または 56.5</u>	マンガン (溶解性)	JIS K 0102 <u>(2013) 56.2</u>	
	クロム	JIS K 0102 <u>65.1</u>	クロム	JIS K 0102 <u>(2013) 65.1</u>	
	有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 またはパラチオン、メチルパライオン若しくは EPN は JIS K 0102 <u>31.1 (ガスクロマトグラフ法を除く)、メチルジメトンは環告第 64 号付表 2</u>	有機燐化合物	環告第 64 号付表 1 またはパラチオン、メチルパライオン若しくは EPN は JIS K 0102 <u>(2013) 31.1 (ガスクロマトグラフ法を除く)、メチルジメトンは環告第 64 号付表 2</u>	
要 監 視 項 目	アンモニア性窒素	JIS K 0102 <u>42.2、42.3、42.5 または 42.6</u>	アンモニア性窒素	JIS K 0102 <u>(2013) 42.2、42.3 または 42.5</u>	
	クロロホルム	JIS K 0125 <u>5.1、5.2、または 5.3.1</u>	クロロホルム	JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2、または 5.3.1</u>	
	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2、または 5.3.1</u>	トランス-1, 2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2、または 5.3.1</u>	
	1. 2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2、または 5.3.1</u>	1. 2-ジクロロプロパン	JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2、または 5.3.1</u>	
	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 <u>5.1、5.2、または 5.3.1</u>	p-ジクロロベンゼン	JIS K 0125 <u>(1995) 5.1、5.2、または 5.3.1</u>	
	イソキサチオン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または 第 2	イソキサチオン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または 第 2	
	ダイアジノン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または 第 2	ダイアジノン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または 第 2	
	フェニトロチオン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または 第 2	フェニトロチオン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または 第 2	

新 旧 対 照 表

改 正		現 行		備 考
表-2 水質試験方法		表-3 水質試験方法		番号の改正
要 監 視 項 目	試験項目	試験方法	試験項目	試験方法
	イソプロチオラン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2	イソプロチオラン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2
	オキシ銅	環水規第 121 号付表 2	オキシ銅	環水規第 121 号付表 2
	クロタロニル	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2	クロタロニル	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2
	プロピザミド	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2	プロピザミド	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2
	E P N	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2	E P N	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2
	ジクロロボス	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2	ジクロロボス	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2
	フェノブカルブ	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2	フェノブカルブ	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2
	イプロベンホス	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2	イプロベンホス	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2
	クロルニトロフェン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2	クロルニトロフェン	環水規第 121 号付表 1 の第 1 または第 2
	トルエン	JIS K 0125 _____ 5.1、5.2、または 5.3.2	トルエン	JIS K 0125 <u>(1995)</u> 5.1、5.2、または 5.3.2
	キシレン	JIS K 0125 _____ 5.1、5.2、または 5.3.2	キシレン	JIS K 0125 <u>(1995)</u> 5.1、5.2、または 5.3.2
	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第 121 号付表 3.1 または 3.2	フタル酸ジエチルヘキシル	環水規第 121 号付表 3.1 または 3.2
	ニッケル	JIS K 0102 _____ 59.3 または環水規第 121 号付表 4、付表 5	ニッケル	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 59.3 または環水規第 121 号付表 4、付表 5
	モリブデン	JIS K 0102 _____ 68.2 または環水規第 121 号付表 4、付表 5	モリブデン	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 68.2 または環水規第 121 号付表 4、付表 5
	アンチモン	環水企発第 040331003 号、 環水土第 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 または第 3	アンチモン	環水企発第 040331003 号、 環水土第 040331005 号付表 5 の第 1、第 2 または第 3
	塩化ビニルモノマー	環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1	塩化ビニルモノマー	環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 1
	エピクロヒドリン	環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2	エピクロヒドリン	環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号付表 2
	1,4-ジオキサン	環水企発第 040331003 号、 環水土第 040331005 号付表 3 の第 1 または第 2	1,4-ジオキサン	環水企発第 040331003 号、 環水土第 040331005 号付表 3 の第 1 または第 2
	全マンガン	JIS K 0102 _____ 56.2、56.3、56.4 または 56.5	全マンガン	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 56.2、56.3、56.4 または 56.5
ウラン	環水企発第 040331003 号、 環水土第 040331005 号付表 4 の第 1、第 2 <u>ペルフルオロオクタンスルホン酸及びペルフルオロオクタン酸;令和 2 年 5 月 28 日環水大発第 2005281 号、環水大発第 2005282 号付表 1</u>	ウラン	環水企発第 040331003 号、 環水土第 040331005 号付表 4 の第 1、第 2 <u>または第 3</u>	
注)「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日、 <u>改正：環境省告示第 46 号 平成 31 年 3 月 20 日</u>)を示す。 「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日、 <u>改正：環境省告示第 47 号 平成 31 年 3 月 20 日</u>)を示す。 「環水規第 121 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法」(環水規第 121 号 平成 5 年 4 月 28 日、 <u>改正：環水管 69 号 平成 11 年 3 月 12 日</u>)を示す。 「環水企発第 040331003 号、環水土第 040331 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の施行等について(通知)」(環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号 平成 16 年 3 月 31 日)を示す。 <u>「環水大発第 2005281 号、環水大土第 2005282 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施工等について(通知)」(環水大発第 2005281 号、環水大土第 2005282 号 令和 2 年 5 月 28 日)を示す。</u>		注)「環告第 59 号」とは、「水質汚濁に係る環境基準について」(環境庁告示第 59 号 昭和 46 年 12 月 28 日 _____)を示す。 「環告第 64 号」とは、「排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法」(環境庁告示第 64 号 昭和 49 年 9 月 30 日 _____)を示す。 「環水規第 121 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法」(環水規第 121 号 平成 5 年 4 月 28 日 _____)を示す。 「環水企発第 040331003 号、環水土第 040331 号」とは、「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の施行等について(通知)」(環水企発第 040331003 号、環水土第 040331005 号 平成 16 年 3 月 31 日)を示す。 _____		字句の追加 字句の追加 字句の追加 字句の追加

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																												
<p>8-4 底質調査</p> <p>8-4-1 適用範囲</p> <p>底質調査に関する一般事項を取り扱うものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>8-4-3 採泥・観測</p> <p>1 受託者は、設計図書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行うものとする。</p> <p>2 受託者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間を記録するものとする。</p> <p>3 受託者は、採取した試料に対し「表-3 底質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬するものとする。</p> <p>8-4-4 底質試験</p> <p>1 受託者は、設計図書に定める項目の試験を行うものとする。</p> <p>2 受託者は、「表-3 底質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。</p> <p>なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書に定める方法により行うものとする。</p> <p>3 受託者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに業務担当員に報告するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;">表-3 底質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘 要</th> <th>試験方法</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下「環告第59号」という。)付表2及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号(以下「環告第64号」という。)付表3</td> <td>汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ</td> <td>昭和63年9月8日環境庁第127号底質調査方法(以下「底質調査方法」という。)II.5.14.2</td> <td>最終改正： <u>平成31年3月20日</u></td> </tr> <tr> <td>水銀またはその化合物</td> <td>環告第59号 付表 2</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.5.14.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウムまたはその化合物</td> <td>JIS K 0102 _____ 55</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.5.1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛またはその化合物</td> <td>JIS K 0102 _____ 54</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.5.2</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>環告 64 号付表 1 または JIS K 0102 _____ 31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては環告 64 号付表 2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>JIS K 0102 _____ 65.2</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.12.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひ素またはその化合物</td> <td>JIS K 0102 _____ 61</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.5.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>JIS K 0102 _____ 38 ただし 38.1.1 は除く</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.4.11</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>環告 59 号 付表 3 または JIS K 0093 _____</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.6.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘 要	試験方法	摘 要	アルキル水銀化合物	昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下「環告第59号」という。)付表2及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号(以下「環告第64号」という。)付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	昭和63年9月8日環境庁第127号底質調査方法(以下「底質調査方法」という。)II.5.14.2	最終改正： <u>平成31年3月20日</u>	水銀またはその化合物	環告第59号 付表 2		底質調査方法 II.5.14.1		カドミウムまたはその化合物	JIS K 0102 _____ 55		底質調査方法 II.5.1		鉛またはその化合物	JIS K 0102 _____ 54		底質調査方法 II.5.2		有機燐化合物	環告 64 号付表 1 または JIS K 0102 _____ 31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては環告 64 号付表 2)				六価クロム化合物	JIS K 0102 _____ 65.2		底質調査方法 II.12.3		ひ素またはその化合物	JIS K 0102 _____ 61		底質調査方法 II.5.9		シアン化合物	JIS K 0102 _____ 38 ただし 38.1.1 は除く		底質調査方法 II.4.11		P C B	環告 59 号 付表 3 または JIS K 0093 _____		底質調査方法 II.6.4		<p>8-4 底質調査</p> <p>8-4-1 適用範囲</p> <p>底質調査に関する一般事項を取り扱うものとする。</p> <p>【省略】</p> <p>8-4-3 採泥・観測</p> <p>1 受託者は、設計図書に定める採泥地点及び採泥方法により底質調査を行うものとする。</p> <p>2 受託者は、関係法令の定める規定量の試料採取をし、採泥地点、水深、深度、年月日及び時間を記録するものとする。</p> <p>3 受託者は、採取した試料に対し「表-4 底質試験方法」に定める前処理を施し、速やかに試験室に運搬するものとする。</p> <p>8-4-4 底質試験</p> <p>1 受託者は、設計図書に定める項目の試験を行うものとする。</p> <p>2 受託者は、「表-4 底質試験方法」に示す試験方法により試験を行うものとする。</p> <p>なお、試験方法が複数ある場合は、設計図書に定める方法により行うものとする。</p> <p>3 受託者は、試験値の結果に疑義が生じた場合、速やかに業務担当員に報告するものとする。</p> <p>【省略】</p> <p style="text-align: center;">表-4 底質試験方法</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">試験項目</th> <th colspan="2">溶出試験</th> <th colspan="2">含有量試験</th> </tr> <tr> <th>試験方法</th> <th>摘 要</th> <th>試験方法</th> <th>摘 要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アルキル水銀化合物</td> <td>昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下「環告第59号」という。)付表2及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号(以下「環告第64号」という。)付表3</td> <td>汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ</td> <td>昭和63年9月8日環境庁第127号底質調査方法(以下「底質調査方法」という。)II.5.____2</td> <td>最終改正： <u>昭和63年9月8日</u></td> </tr> <tr> <td>水銀またはその化合物</td> <td>環告第59号 付表 1</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.5.____1</td> <td></td> </tr> <tr> <td>カドミウムまたはその化合物</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 55</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>鉛またはその化合物</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 54</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有機燐化合物</td> <td>環告 64 号付表 1 または JIS K 0102 <u>(2013)</u> 31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては環告 64 号付表 2)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 65.2</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.12.3</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ひ素またはその化合物</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 61</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.13</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>JIS K 0102 <u>(2013)</u> 38 ただし 38.1.1 は除く</td> <td></td> <td>底質調査方法 II.14</td> <td></td> </tr> <tr> <td>P C B</td> <td>環告 59 号 付表 3 または JIS K 0093 <u>(2002)</u></td> <td></td> <td>底質調査方法 II.15</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	試験項目	溶出試験		含有量試験		試験方法	摘 要	試験方法	摘 要	アルキル水銀化合物	昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下「環告第59号」という。)付表2及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号(以下「環告第64号」という。)付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	昭和63年9月8日環境庁第127号底質調査方法(以下「底質調査方法」という。)II.5.____2	最終改正： <u>昭和63年9月8日</u>	水銀またはその化合物	環告第59号 付表 1		底質調査方法 II.5.____1		カドミウムまたはその化合物	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 55		底質調査方法 II.6		鉛またはその化合物	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 54		底質調査方法 II.7		有機燐化合物	環告 64 号付表 1 または JIS K 0102 <u>(2013)</u> 31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては環告 64 号付表 2)				六価クロム化合物	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 65.2		底質調査方法 II.12.3		ひ素またはその化合物	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 61		底質調査方法 II.13		シアン化合物	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 38 ただし 38.1.1 は除く		底質調査方法 II.14		P C B	環告 59 号 付表 3 または JIS K 0093 <u>(2002)</u>		底質調査方法 II.15		<p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>番号の改正</p> <p>表内、字句の追加、削除、改正</p>
試験項目		溶出試験		含有量試験																																																																																																										
	試験方法	摘 要	試験方法	摘 要																																																																																																										
アルキル水銀化合物	昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下「環告第59号」という。)付表2及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号(以下「環告第64号」という。)付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	昭和63年9月8日環境庁第127号底質調査方法(以下「底質調査方法」という。)II.5.14.2	最終改正： <u>平成31年3月20日</u>																																																																																																										
水銀またはその化合物	環告第59号 付表 2		底質調査方法 II.5.14.1																																																																																																											
カドミウムまたはその化合物	JIS K 0102 _____ 55		底質調査方法 II.5.1																																																																																																											
鉛またはその化合物	JIS K 0102 _____ 54		底質調査方法 II.5.2																																																																																																											
有機燐化合物	環告 64 号付表 1 または JIS K 0102 _____ 31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては環告 64 号付表 2)																																																																																																													
六価クロム化合物	JIS K 0102 _____ 65.2		底質調査方法 II.12.3																																																																																																											
ひ素またはその化合物	JIS K 0102 _____ 61		底質調査方法 II.5.9																																																																																																											
シアン化合物	JIS K 0102 _____ 38 ただし 38.1.1 は除く		底質調査方法 II.4.11																																																																																																											
P C B	環告 59 号 付表 3 または JIS K 0093 _____		底質調査方法 II.6.4																																																																																																											
試験項目	溶出試験		含有量試験																																																																																																											
	試験方法	摘 要	試験方法	摘 要																																																																																																										
アルキル水銀化合物	昭和46年12月28日環境庁告示第59号(以下「環告第59号」という。)付表2及び昭和49年9月30日環境庁告示第64号(以下「環告第64号」という。)付表3	汚泥、水底土砂、廃酸廃アルカリ	昭和63年9月8日環境庁第127号底質調査方法(以下「底質調査方法」という。)II.5.____2	最終改正： <u>昭和63年9月8日</u>																																																																																																										
水銀またはその化合物	環告第59号 付表 1		底質調査方法 II.5.____1																																																																																																											
カドミウムまたはその化合物	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 55		底質調査方法 II.6																																																																																																											
鉛またはその化合物	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 54		底質調査方法 II.7																																																																																																											
有機燐化合物	環告 64 号付表 1 または JIS K 0102 <u>(2013)</u> 31.1 のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあつては環告 64 号付表 2)																																																																																																													
六価クロム化合物	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 65.2		底質調査方法 II.12.3																																																																																																											
ひ素またはその化合物	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 61		底質調査方法 II.13																																																																																																											
シアン化合物	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 38 ただし 38.1.1 は除く		底質調査方法 II.14																																																																																																											
P C B	環告 59 号 付表 3 または JIS K 0093 <u>(2002)</u>		底質調査方法 II.15																																																																																																											

新 旧 対 照 表

改 正					現 行					備 考
表-3 底質試験方法					表-4 底質試験方法					番号の改正 表内、字句の追加、 削除、改正
試験項目	溶出試験		含有量試験		試験項目	溶出試験		含有量試験		
	試験方法	摘 要	試験方法	摘 要		試験方法	摘 要	試験方法	摘 要	
有機塩素化合物			環告第 14 号別表 1 に準ず る方法	最終改正： 平成 26 年 5 月 30 日	有機塩素化合物	昭和 48 年 2 月 17 日環境庁 告示第 14 号 別表 1	最終改正： 平成 12 年 12 月 14 日	環告第 14 号別表 1 に準ず る方法		
銅またはその化合物	JIS K 0102	52	底質調査方法 II . 5.3		銅またはその化合物	JIS K 0102 (2013)	52	底質調査方法 II . 8		
亜鉛またはその化合物	JIS K 0102	53	底質調査方法 II . 5.4		亜鉛またはその化合物	JIS K 0102 (2013)	53	底質調査方法 II . 9		
ふっ化物	JIS K 0102	34			ふっ化物	JIS K 0102 (2013)	34			
トリクロロエチレン	環告第 14 号 別表 2 また は JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 または 5. 5		最終改正： 平成 26 年 5 月 30 日	トリクロロエチレン	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 または 5. 5			
テトラクロロエチレン	環告第 14 号別表 2 また は JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 または 5. 5			テトラクロロエチレン	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 または 5. 5			
ベリリウムまたはその 化合物	環告第 13 号 別表 7			最終改正： 令和 2 年 3 月 30 日	ベリリウムまたはその 化合物	昭和 48 年 2 月 17 日環境庁 告示第 13 号 別表 7	最終改正： 平成 12 年 1 月 14 日			
クロムまたはその化合物	JIS K 0102	65. 1	底質調査方法 II . 5.12		クロムまたはその化合物	JIS K 0102 (2013)	65. 1	底質調査方法 II . 12. 1		
ニッケルまたはその化合物	JIS K 0102	59			ニッケルまたはその化合物	JIS K 0102 (2013)	59			
バナジウムまたはその 化合物	JIS K 0102	70			バナジウムまたはその 化合物	JIS K 0102 (2013)	70			
ジクロロメタン	JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 2 または 5. 4. 1			ジクロロメタン	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2 または 5. 3. 2			
四塩化炭素	環告第 14 号 別表 2 また は JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 2、5. 4. 1 また は 5. 5			四塩化炭素	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 また は 5. 5			
1. 2-ジクロロエタン	JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 2 または 5. 4. 1			1. 2-ジクロロエタン	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2、5. 3. 1 または 5. 3. 2			
1. 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 2 または 5. 4. 1			1. 1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2 または 5. 3. 2			
シス-1. 2-ジクロロエチ レン	JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 2 または 5. 4. 1			シス-1. 2-ジクロロエチ レン	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2 または 5. 3. 2			
1. 1. 1-トリクロロエタン	環告第 14 号 別表 2 また は JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 2 または 5. 4. 1 または 5. 5			1. 1. 1-トリクロロエタン	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 または 5. 5			
1. 1. 2-トリクロロエタン	環告第 14 号 別表 2 また は JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 2 または 5. 4. 1 または 5. 5			1. 1. 2-トリクロロエタン	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2、5. 3. 1、5. 4. 1 または 5. 5			
1. 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 2 または 5. 4. 1			1. 3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2、5. 3. 1			
チウラム	環告第 59 号 付表 5				チウラム	環告第 59 号 付表 4				
シマジン	環告第 59 号 付表 6				シマジン	環告第 59 号 付表 5				
チオベンカルブ	環告第 59 号 付表 6				チオベンカルブ	環告第 59 号 付表 5				
ベンゼン	JIS K 0125	5. 1、 5. 2、5. 3. 2 または 5. 4. 2			ベンゼン	JIS K 0125 (1995)	5. 1、 5. 2、5. 3. 2 または 5. 4. 2			

新 旧 対 照 表

改 正				現 行				備 考		
表-3 底質試験方法				表-4 底質試験方法				番号の改正 表内、字句の追加、 削除、改正		
試験項目	溶出試験		含有量試験		試験項目	溶出試験			含有量試験	
	試験方法	摘 要	試験方法	摘 要		試験方法	摘 要		試験方法	摘 要
セレン	JIS K 0102 _____ 67.2				セレン	JIS K 0102 <u>(2013)</u> 67.2				
<u>ダイオキシン類</u>	<u>環告第14号第四</u> <u>JIS K 0312</u>		<u>環告第68号別表(ダイオキシン類に係る底質調査測定マニュアル(平成21年3月改定環境省水・大気環境局水環境課))</u>	<u>最終改正:平成14年7月22日</u>						
泥温			JIS K 0102 _____ 7 に準ずる方法		泥温				JIS K 0102 <u>(2013)</u> 7 に準ずる方法	
泥色			新版標準土色帳による		泥色				新版標準土色帳による	
水素イオン濃度 (pH)			<u>底湿調査方法II. 4.4</u>		水素イオン濃度 (pH)				<u>ガラス電極法 JIS K 0102 (2013) 12.1 に準ずる方法</u>	
化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量			底質調査方法II. <u>4.7</u>		化学的酸素要求量 (CODsed) 過マンガン酸カリウムによる酸素消費量				底質調査方法II. <u>20</u>	
硫化物 (T-S)			底質調査方法II. <u>4.6</u>		硫化物 (T-S)				底質調査方法II. <u>17</u>	
強熱減量 (I-L)			底質調査方法II. <u>4.2</u>		強熱減量 (I-L)				底質調査方法II. <u>4</u>	
密度 (比重)			JIS A 1202 _____		密度 (比重)				JIS A 1202 <u>(1999)</u>	
粒度組成			JIS A <u>1202</u>		粒度組成				JIS A <u>1204 (2000)</u>	
1.4 ジオキサン			<u>環告第14号別付表7</u>		1.4 ジオキサン	<u>環告第14号別付表7</u>				
【省略】				【省略】						

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第 11 章 農道台帳等作成</p> <p>11-1 通 則</p> <p>11-1-1 目 的 農道造成の目的に立脚した適正な農道の管理及び改良に資するための台帳作成を目的とする。</p> <p>11-2 農道台帳</p> <p>11-2-1 基礎とする図面等 【省略】</p> <p>11-2-3 成 果 品 成果品は次のとおりとする。提出部数については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>1 農道台帳調書</p> <p>2 農道台帳平面図及び付図(縮尺 1/1,000 等 _____、A版を標準とする。)</p> <p>11-3 河川竣功平面図</p> <p>11-3-1 目 的 河川竣功平面図は、河川現況台帳図とするために作成するものとする。 【省略】</p> <p>11-3-5 成 果 品 成果品は、次のとおりとする。</p> <p>1 原図 _____ の規格は縦 84 cm・横 119 cm (A0版) で上下左右に各 1 cm の図郭をとるものとする。</p> <p>2 コピーは 2 部作成する。</p> <p>3 原図及びコピーとも河川区域にあつては茶の着色線、法線にあつては朱の着色線で明示するものとする。 【省略】</p>	<p>第 11 章 農道台帳等作成</p> <p>11-1 通 則</p> <p>11-1-1 目 的 農道造成の目的に立脚した適正な農道の管理及び改良に資するための台帳作成を目的とする。</p> <p>11-2 農道台帳</p> <p>11-2-1 基礎とする図面等 【省略】</p> <p>11-2-3 成 果 品 成果品は次のとおりとする。提出部数については、特記仕様書によるものとする。</p> <p>1 農道台帳調書</p> <p>2 農道台帳平面図及び付図(縮尺 1/1,000 等 <u>～ポリエステルフィルム 300#以上</u>、A版を標準とする。)</p> <p>11-3 河川竣功平面図</p> <p>11-3-1 目 的 河川竣功平面図は、河川現況台帳図とするために作成するものとする。 【省略】</p> <p>11-3-5 成 果 品 成果品は、次のとおりとする。</p> <p>1 原図 <u>はポリエステルフィルム #300 を用い、その</u>規格は縦 84 cm・横 119 cm (A0版) で上下左右に各 1 cm の図郭をとるものとする。</p> <p>2 コピーは 2 部作成する。</p> <p>3 原図及びコピーとも河川区域にあつては茶の着色線、法線にあつては朱の着色線で明示するものとする。 【省略】</p>	<p>字句の削除</p> <p>字句の削除</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																																																																																																																																
<p>第 13 章 ほ場整備測量 13-1 通 則 13-1-1 目 的 区画整理を行うに当たり、区域面積の測定、地区内の現況等を調査し、ほ場整備設計のための基礎資料を作成することを目的とする。</p> <p>13-2 ほ場整備測量 13-2-1 現地調査 【省略】</p> <p>13-2-7 内 業 (1) 計 算 【省略】 (2) 作 図 1) 境界測量等の成果品に基づき、現況平面図を作成するものとする。 2) 現況平面図原図は _____、A1版を標準とする。 【省略】</p> <p>13-2-8 提出すべき成果 提出成果品は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">提出成果品一覧表</p> <table border="1" data-bbox="121 1150 1338 1787"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>縮 尺</th> <th>用 紙</th> <th>部数</th> <th>コピー</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基 準 点 成 果</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測 量 成 果</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>観測手簿、計算簿、成果表 精度管理表</td> </tr> <tr> <td>現 況 平 面 図</td> <td>1/1,000</td> <td><u>_____</u> (A-1 版を標準とする。)</td> <td>1 部</td> <td>3 部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地 調 査 書</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>報告書に添付</td> </tr> <tr> <td>土 地 所 有 者 等 の 確 認 資 料</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>報告書に添付</td> </tr> <tr> <td>地 図 転 写 資 料 図</td> <td></td> <td><u>_____</u></td> <td>1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 図 連 続 図</td> <td></td> <td><u>_____</u></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>製本図面に編纂</td> </tr> <tr> <td>土 地 境 界 確 認 書</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>報告書に添付</td> </tr> <tr> <td>写 真 帳 ネガアルバム</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>デジタルカメラ撮影の場 合は電子媒体を含む</td> </tr> <tr> <td>打 合 せ 簿</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 告 書</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) コピー部数については業務担当員と協議を行い決定する。</p>	種 別	縮 尺	用 紙	部数	コピー	適 用	基 準 点 成 果			1 部			測 量 成 果			1 部		観測手簿、計算簿、成果表 精度管理表	現 況 平 面 図	1/1,000	<u>_____</u> (A-1 版を標準とする。)	1 部	3 部		土 地 調 査 書			1 部		報告書に添付	土 地 所 有 者 等 の 確 認 資 料			1 部		報告書に添付	地 図 転 写 資 料 図		<u>_____</u>	1 部			地 図 連 続 図		<u>_____</u>	1 部		製本図面に編纂	土 地 境 界 確 認 書			1 部		報告書に添付	写 真 帳 ネガアルバム			1 部		デジタルカメラ撮影の場 合は電子媒体を含む	打 合 せ 簿			1 部			報 告 書			1 部			<p>第 13 章 ほ場整備測量 13-1 通 則 13-1-1 目 的 区画整理を行うに当たり、区域面積の測定、地区内の現況等を調査し、ほ場整備設計のための基礎資料を作成することを目的とする。</p> <p>13-2 ほ場整備測量 13-2-1 現地調査 【省略】</p> <p>13-2-7 内 業 (1) 計 算 【省略】 (2) 作 図 1) 境界測量等の成果品に基づき、現況平面図を作成するものとする。 2) 現況平面図原図は <u>ポリエステルフィルム 300#とし</u>、A1版を標準とする。 【省略】</p> <p>13-2-8 提出すべき成果 提出成果品は、次表を標準とする。</p> <p style="text-align: center;">提出成果品一覧表</p> <table border="1" data-bbox="1377 1142 2594 1780"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>縮 尺</th> <th>用 紙</th> <th>部数</th> <th>コピー</th> <th>適 用</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>基 準 点 成 果</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>測 量 成 果</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>観測手簿、計算簿、成果表 精度管理表</td> </tr> <tr> <td>現 況 平 面 図</td> <td>1/1,000</td> <td><u>ポリエステルフィルム 300#以上</u> (A-1 版を標準とする。)</td> <td>1 部</td> <td>3 部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土 地 調 査 書</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>報告書に添付</td> </tr> <tr> <td>土 地 所 有 者 等 の 確 認 資 料</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>報告書に添付</td> </tr> <tr> <td>地 図 転 写 資 料 図</td> <td></td> <td><u>ポリエステルフィルム 300#以上</u></td> <td>1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>地 図 連 続 図</td> <td></td> <td><u>ポリエステルフィルム 300#以上</u></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>製本図面に編纂</td> </tr> <tr> <td>土 地 境 界 確 認 書</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>報告書に添付</td> </tr> <tr> <td>写 真 帳 ネガアルバム</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td>デジタルカメラ撮影の場 合は電子媒体を含む</td> </tr> <tr> <td>打 合 せ 簿</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>報 告 書</td> <td></td> <td></td> <td>1 部</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) コピー部数については業務担当員と協議を行い決定する。</p>	種 別	縮 尺	用 紙	部数	コピー	適 用	基 準 点 成 果			1 部			測 量 成 果			1 部		観測手簿、計算簿、成果表 精度管理表	現 況 平 面 図	1/1,000	<u>ポリエステルフィルム 300#以上</u> (A-1 版を標準とする。)	1 部	3 部		土 地 調 査 書			1 部		報告書に添付	土 地 所 有 者 等 の 確 認 資 料			1 部		報告書に添付	地 図 転 写 資 料 図		<u>ポリエステルフィルム 300#以上</u>	1 部			地 図 連 続 図		<u>ポリエステルフィルム 300#以上</u>	1 部		製本図面に編纂	土 地 境 界 確 認 書			1 部		報告書に添付	写 真 帳 ネガアルバム			1 部		デジタルカメラ撮影の場 合は電子媒体を含む	打 合 せ 簿			1 部			報 告 書			1 部			<p>字句の削除</p> <p>表内、字句の削除</p>
種 別	縮 尺	用 紙	部数	コピー	適 用																																																																																																																																													
基 準 点 成 果			1 部																																																																																																																																															
測 量 成 果			1 部		観測手簿、計算簿、成果表 精度管理表																																																																																																																																													
現 況 平 面 図	1/1,000	<u>_____</u> (A-1 版を標準とする。)	1 部	3 部																																																																																																																																														
土 地 調 査 書			1 部		報告書に添付																																																																																																																																													
土 地 所 有 者 等 の 確 認 資 料			1 部		報告書に添付																																																																																																																																													
地 図 転 写 資 料 図		<u>_____</u>	1 部																																																																																																																																															
地 図 連 続 図		<u>_____</u>	1 部		製本図面に編纂																																																																																																																																													
土 地 境 界 確 認 書			1 部		報告書に添付																																																																																																																																													
写 真 帳 ネガアルバム			1 部		デジタルカメラ撮影の場 合は電子媒体を含む																																																																																																																																													
打 合 せ 簿			1 部																																																																																																																																															
報 告 書			1 部																																																																																																																																															
種 別	縮 尺	用 紙	部数	コピー	適 用																																																																																																																																													
基 準 点 成 果			1 部																																																																																																																																															
測 量 成 果			1 部		観測手簿、計算簿、成果表 精度管理表																																																																																																																																													
現 況 平 面 図	1/1,000	<u>ポリエステルフィルム 300#以上</u> (A-1 版を標準とする。)	1 部	3 部																																																																																																																																														
土 地 調 査 書			1 部		報告書に添付																																																																																																																																													
土 地 所 有 者 等 の 確 認 資 料			1 部		報告書に添付																																																																																																																																													
地 図 転 写 資 料 図		<u>ポリエステルフィルム 300#以上</u>	1 部																																																																																																																																															
地 図 連 続 図		<u>ポリエステルフィルム 300#以上</u>	1 部		製本図面に編纂																																																																																																																																													
土 地 境 界 確 認 書			1 部		報告書に添付																																																																																																																																													
写 真 帳 ネガアルバム			1 部		デジタルカメラ撮影の場 合は電子媒体を含む																																																																																																																																													
打 合 せ 簿			1 部																																																																																																																																															
報 告 書			1 部																																																																																																																																															

新 旧 对 照 表

改 正	現 行	備 考
-----	-----	-----

新 旧 対 照 表

第 2 編 設計業務共通仕様書

第 1 章	総 則
第 7 章	ほ場整備設計
第 8 章	農道設計

(白紙)

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>第1章 総 則</p> <p>1-1 総 則</p> <p>1-1-1 適用範囲</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1 「委託者」とは、支出負担行為担当者をいう。</p> <p>【省略】</p> <p>9 「仕様書」とは、共通仕様書及び特記仕様書（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-29 再委託</p> <p>1 契約書第6条第1項に規定する「主な部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。</p> <p>（1）設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断</p> <p>（2）解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2 受託者は、契約書第6条第2項に規定する業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-32 現場管理と安全の確保</p> <p>1 受託者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、業務環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>8 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>（1）設計業務に伴い伐採した立木等を野焼きしてはならない。なお、処分する場合は、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p>第1章 総 則</p> <p>1-1 総 則</p> <p>1-1-1 適用範囲</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-2 用語の定義</p> <p>共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各項に定めるところによる。</p> <p>1 「委託者」とは、支出負担行為担当者をいう。</p> <p>【省略】</p> <p>9 「仕様書」とは、共通仕様書、<u>特記仕様書</u>（これらにおいて明記されている適用すべき諸基準を含む。）を総称していう。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-29 再委託</p> <p>1 契約書第6条第1項に規定する「主な部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、受託者は、これを再委託することはできない。</p> <p>（1）設計業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断</p> <p>（2）解析業務における手法の決定及び技術的判断</p> <p>2 受託者は、第3項に規定する業務以外の再委託に当たっては、委託者の承諾を得なければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>1-1-32 現場管理と安全の確保</p> <p>1 受託者は、使用人等の雇用条件、賃金の支払い状況、業務環境等を十分に把握し、適正な労働条件を確保しなければならない。</p> <p>【省略】</p> <p>8 受託者は、災害予防のため、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。</p> <p>（1）設計業務に伴い伐採した立木等を<u>処分する場合には</u>、関係法令を遵守するとともに、関係官公署の指導に従い、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の改正</p> <p></p> <p>字句の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>1-2 設計業務</p> <p>1-2-1 設計に関する一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>1-2-12 設計基本条件検討会の開催</p> <p>1 設計業務の初期段階において、委託者と受託者が相互に設計に係る基本条件を確認するための「設計基本条件検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、検討を行うこと。</p> <p>2 対象業務は、付表-1 実施設計フローに示す第2回打合せ時に基本条件の確認と明示されている業務を対象とする。</p> <p>3 開催時期については、付表-1 実施設計照査フローに示す時期とする。開催の日程及び場所については、業務担当員が受託者との連絡調整を行うものとする。</p> <p>4 検討会の構成員は、次を標準とする。</p> <p>委託者～①振興局の整備課または農村振興課の場合 課長及び主幹（<u>技術管理または基盤整備</u>）、検査専門員、係長、主査、用地補償担当者、業務担当員他</p> <p>②耕地出張所<u>または整備室</u>のある総合振興局の場合 所長<u>または室長</u>、次長（工事）、工事係長、主査、用地補償担当者、整備課検査専門員・事業担当主査、業務担当員他</p> <p>受託者～管理技術者、担当技術者等</p> <p>内容に応じて、市町村担当者、土地改良区担当者を同席することができる。</p> <p>5 検討会の進行は、主任業務担当員が行い、検討事項等は、次のとおりとする。</p> <p>（1）基本条件の確認及び検討</p> <p>（2）次回の検討会の開催の検討</p> <p><u>（3）施工アドバイザーの必要性の検討</u></p> <p>6 検討会の結果等の確認</p> <p>委託者と受託者は、検討会を終了した時は、速やかに検討内容・検討結果などについて、様式-13を作成し相互に確認するものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>1-2 設計業務</p> <p>1-2-1 設計に関する一般事項</p> <p>【省略】</p> <p>1-2-12 設計基本条件検討会の開催</p> <p>1 設計業務の初期段階において、委託者と受託者が相互に設計に係る基本条件を確認するための「設計基本条件検討会」（以下「検討会」という。）を開催し、検討を行うこと。</p> <p>2 対象業務は、付表-1 実施設計フローに示す第2回打合せ時に基本条件の確認と明示されている業務を対象とする。</p> <p>3 開催時期については、付表-1 実施設計照査フローに示す時期とする。開催の日程及び場所については、業務担当員が受託者との連絡調整を行うものとする。</p> <p>4 検討会の構成員は、次を標準とする。</p> <p>委託者～①振興局の整備課または農村振興課の場合 課長及び主幹（<u>事業推進</u>）、検査専門員、係長、主査、用地補償担当者、業務担当員他</p> <p>②耕地出張所_____のある総合振興局の場合 所長_____、次長（工事）、工事係長、主査、用地補償担当者、整備課検査専門員・事業担当主査、業務担当員他</p> <p>受託者～管理技術者、担当技術者等</p> <p>内容に応じて、市町村担当者、土地改良区担当者を同席することができる。</p> <p>5 検討会の進行は、主任業務担当員が行い、検討事項等は、次のとおりとする。</p> <p>（1）基本条件の確認及び検討</p> <p>（2）次回の検討会の開催の検討</p> <p>_____</p> <p>6 検討会の結果等の確認</p> <p>委託者と受託者は、検討会を終了した時は、速やかに検討内容・検討結果などについて、様式-13を作成し相互に確認するものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p></p> <p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p> <p>”</p> <p>字句の追加</p>

新 旧 対 照 表

改 正				現 行				備 考																																																																																																																											
主要技術基準及び参考資料 業務に適用又は準用する関係参考文献を下記の通り示す。尚、これらのほかに参考とすべき資料がある場合は、設計図書により示すものとする。 使用する図書は最新版を使用するものとする。 【省略】				主要技術基準及び参考資料 業務に適用又は準用する関係参考文献を下記の通り示す。尚、これらのほかに参考とすべき資料がある場合は、設計図書により示すものとする。 使用する図書は最新版を使用するものとする。 【省略】				表内、字句の改正																																																																																																																											
<土地改良事業標準設計図面集及び「利用の手引き」 農林水産省農村振興局制定>				<土地改良事業標準設計図面集及び「利用の手引き」 農林水産省農村振興局制定>																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">現行基準</th> <th style="width: 10%;">発行年</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地造成</td> <td>H 1. 1</td> <td>土地改良技術センター</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>H 3. 3</td> <td>土地改良技術センター</td> </tr> <tr> <td>水路附帯構造物</td> <td>H 1. <u>4</u></td> <td>土地改良技術センター</td> </tr> <tr> <td>パイプライン附帯工</td> <td>H 8. 3</td> <td><u>(社)農業農村整備情報総合センター</u></td> </tr> <tr> <td>擁壁工</td> <td>H11. 3</td> <td><u>(社)農業農村整備情報総合センター</u> (一部改訂：H13.3)</td> </tr> <tr> <td>ボックスカルバート工</td> <td>H11. 3</td> <td><u>(社)農業農村整備情報総合センター</u></td> </tr> <tr> <td>橋梁下部工（橋台）</td> <td>H11. 3</td> <td><u>(社)農業農村整備情報総合センター</u></td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート二次製品水路</td> <td>H13. 12</td> <td><u>(社)農業農村整備情報総合センター</u></td> </tr> </tbody> </table>				現行基準	発行年	備 考	農地造成	H 1. 1	土地改良技術センター	ほ場整備	H 3. 3	土地改良技術センター	水路附帯構造物	H 1. <u>4</u>	土地改良技術センター	パイプライン附帯工	H 8. 3	<u>(社)農業農村整備情報総合センター</u>	擁壁工	H11. 3	<u>(社)農業農村整備情報総合センター</u> (一部改訂：H13.3)	ボックスカルバート工	H11. 3	<u>(社)農業農村整備情報総合センター</u>	橋梁下部工（橋台）	H11. 3	<u>(社)農業農村整備情報総合センター</u>	鉄筋コンクリート二次製品水路	H13. 12	<u>(社)農業農村整備情報総合センター</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">現行基準</th> <th style="width: 10%;">発行年</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>農地造成</td> <td>H 1. 1</td> <td>土地改良技術センター</td> </tr> <tr> <td>ほ場整備</td> <td>H 3. 3</td> <td>土地改良技術センター</td> </tr> <tr> <td>水路附帯構造物</td> <td>H 1. <u>1</u></td> <td>土地改良技術センター</td> </tr> <tr> <td>パイプライン附帯工</td> <td>H 8. 3</td> <td><u>土地改良技術センター</u></td> </tr> <tr> <td>擁壁工</td> <td>H11. 3</td> <td><u>土地改良技術センター</u> (一部改訂：H13.3)</td> </tr> <tr> <td>ボックスカルバート工</td> <td>H11. 3</td> <td><u>土地改良技術センター</u></td> </tr> <tr> <td>橋梁下部工（橋台）</td> <td>H11. 3</td> <td><u>土地改良技術センター</u></td> </tr> <tr> <td>鉄筋コンクリート二次製品水路</td> <td>H13. 12</td> <td><u>土地改良技術センター</u></td> </tr> </tbody> </table>				現行基準	発行年	備 考	農地造成	H 1. 1	土地改良技術センター	ほ場整備	H 3. 3	土地改良技術センター	水路附帯構造物	H 1. <u>1</u>	土地改良技術センター	パイプライン附帯工	H 8. 3	<u>土地改良技術センター</u>	擁壁工	H11. 3	<u>土地改良技術センター</u> (一部改訂：H13.3)	ボックスカルバート工	H11. 3	<u>土地改良技術センター</u>	橋梁下部工（橋台）	H11. 3	<u>土地改良技術センター</u>	鉄筋コンクリート二次製品水路	H13. 12	<u>土地改良技術センター</u>	表内、字句の改正																																																																					
現行基準	発行年	備 考																																																																																																																																	
農地造成	H 1. 1	土地改良技術センター																																																																																																																																	
ほ場整備	H 3. 3	土地改良技術センター																																																																																																																																	
水路附帯構造物	H 1. <u>4</u>	土地改良技術センター																																																																																																																																	
パイプライン附帯工	H 8. 3	<u>(社)農業農村整備情報総合センター</u>																																																																																																																																	
擁壁工	H11. 3	<u>(社)農業農村整備情報総合センター</u> (一部改訂：H13.3)																																																																																																																																	
ボックスカルバート工	H11. 3	<u>(社)農業農村整備情報総合センター</u>																																																																																																																																	
橋梁下部工（橋台）	H11. 3	<u>(社)農業農村整備情報総合センター</u>																																																																																																																																	
鉄筋コンクリート二次製品水路	H13. 12	<u>(社)農業農村整備情報総合センター</u>																																																																																																																																	
現行基準	発行年	備 考																																																																																																																																	
農地造成	H 1. 1	土地改良技術センター																																																																																																																																	
ほ場整備	H 3. 3	土地改良技術センター																																																																																																																																	
水路附帯構造物	H 1. <u>1</u>	土地改良技術センター																																																																																																																																	
パイプライン附帯工	H 8. 3	<u>土地改良技術センター</u>																																																																																																																																	
擁壁工	H11. 3	<u>土地改良技術センター</u> (一部改訂：H13.3)																																																																																																																																	
ボックスカルバート工	H11. 3	<u>土地改良技術センター</u>																																																																																																																																	
橋梁下部工（橋台）	H11. 3	<u>土地改良技術センター</u>																																																																																																																																	
鉄筋コンクリート二次製品水路	H13. 12	<u>土地改良技術センター</u>																																																																																																																																	
<技術指針等 農林水産省農村振興局制定>				<技術指針等 農林水産省農村振興局制定>																																																																																																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">現行基準</th> <th style="width: 10%;">発行年</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よりよき設計のためにここが知りたい Q&A</td> <td>H15. 4</td> <td>(社)農業農村整備情報総合センター</td> </tr> <tr> <td>よりよき設計のポイント ポイント（改訂版）</td> <td>H10. 3</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>「頭首工の魚道」設計指針</td> <td><u>H26. 3</u></td> <td><u>(社)農業農村工学会</u></td> </tr> <tr> <td>水管理制御方式技術指針</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○畑地かんがい編</td> <td>S 51. 5</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>○計画設計編（改訂版）</td> <td>H25. 11</td> <td>(社)農業土木機械化協会</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物計画設計技術指針</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○水門扉編</td> <td>H21. 11</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>○小型水門扉（利用の手引き）</td> <td>H22. 9</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>○ダム取水・放流設備編</td> <td>H12. 3</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>○除塵設備編（改訂版）</td> <td>H27. 8</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>電気設備計画設計技術指針</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○高低圧編</td> <td>R 1. 9</td> <td><u>農林水産省農村振興局</u></td> </tr> <tr> <td>○特別高圧編</td> <td>H20. 10</td> <td>(社)農業土木機械化協会</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏堰施設技術指針</td> <td>H19. 3</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針</td> <td>H19. 4</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>バルブ設備計画設計技術指針</td> <td><u>H14. 8</u></td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き</td> <td>H18. 11</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td> <td>H28. 5</td> <td>(社)農業農村工学会</td> </tr> </tbody> </table>				現行基準	発行年	備 考	よりよき設計のためにここが知りたい Q&A	H15. 4	(社)農業農村整備情報総合センター	よりよき設計のポイント ポイント（改訂版）	H10. 3	(社)農業土木事業協会	「頭首工の魚道」設計指針	<u>H26. 3</u>	<u>(社)農業農村工学会</u>	水管理制御方式技術指針			○畑地かんがい編	S 51. 5	(社)農業土木事業協会	○計画設計編（改訂版）	H25. 11	(社)農業土木機械化協会	鋼構造物計画設計技術指針			○水門扉編	H21. 11	(社)農業土木事業協会	○小型水門扉（利用の手引き）	H22. 9	(社)農業土木事業協会	○ダム取水・放流設備編	H12. 3	(社)農業土木事業協会	○除塵設備編（改訂版）	H27. 8	(社)農業土木事業協会	電気設備計画設計技術指針			○高低圧編	R 1. 9	<u>農林水産省農村振興局</u>	○特別高圧編	H20. 10	(社)農業土木機械化協会	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	H19. 3	(社)農業土木事業協会	高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	H19. 4	(社)農業土木事業協会	バルブ設備計画設計技術指針	<u>H14. 8</u>	(社)農業土木事業協会	農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	H18. 11	(社)農業土木事業協会	土地改良事業設計指針「耐震設計」	H28. 5	(社)農業農村工学会	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">現行基準</th> <th style="width: 10%;">発行年</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>よりよき設計のためにここが知りたい Q&A</td> <td>H15. 4</td> <td>(社)農業農村整備情報総合センター</td> </tr> <tr> <td>よりよき設計のポイント ポイント（改訂版）</td> <td>H10. 3</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>「頭首工の魚道」設計指針</td> <td><u>H14. 10</u></td> <td><u>(社)農業土木学会</u></td> </tr> <tr> <td>水管理制御方式技術指針</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○畑地かんがい編</td> <td>S 51. 5</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>○計画設計編（改訂版）</td> <td>H25. 11</td> <td>(社)農業土木機械化協会</td> </tr> <tr> <td>鋼構造物計画設計技術指針</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○水門扉編</td> <td>H21. 11</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>○小型水門扉（利用の手引き）</td> <td>H22. 9</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>○ダム取水・放流設備編</td> <td>H12. 3</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>○除塵設備編（改訂版）</td> <td>H27. 8</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>電気設備計画設計技術指針</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○高低圧編</td> <td>R 1. 9</td> <td><u>(社)農業土木機械化協会</u></td> </tr> <tr> <td>○特別高圧編</td> <td>H20. 10</td> <td>(社)農業土木機械化協会</td> </tr> <tr> <td>ゴム引布製起伏堰施設技術指針</td> <td>H19. 3</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針</td> <td>H19. 4</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>バルブ設備計画設計技術指針</td> <td><u>H13. 3</u></td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き</td> <td>H18. 11</td> <td>(社)農業土木事業協会</td> </tr> <tr> <td>土地改良事業設計指針「耐震設計」</td> <td>H28. 5</td> <td>(社)農業農村工学会</td> </tr> </tbody> </table>				現行基準	発行年	備 考	よりよき設計のためにここが知りたい Q&A	H15. 4	(社)農業農村整備情報総合センター	よりよき設計のポイント ポイント（改訂版）	H10. 3	(社)農業土木事業協会	「頭首工の魚道」設計指針	<u>H14. 10</u>	<u>(社)農業土木学会</u>	水管理制御方式技術指針			○畑地かんがい編	S 51. 5	(社)農業土木事業協会	○計画設計編（改訂版）	H25. 11	(社)農業土木機械化協会	鋼構造物計画設計技術指針			○水門扉編	H21. 11	(社)農業土木事業協会	○小型水門扉（利用の手引き）	H22. 9	(社)農業土木事業協会	○ダム取水・放流設備編	H12. 3	(社)農業土木事業協会	○除塵設備編（改訂版）	H27. 8	(社)農業土木事業協会	電気設備計画設計技術指針			○高低圧編	R 1. 9	<u>(社)農業土木機械化協会</u>	○特別高圧編	H20. 10	(社)農業土木機械化協会	ゴム引布製起伏堰施設技術指針	H19. 3	(社)農業土木事業協会	高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	H19. 4	(社)農業土木事業協会	バルブ設備計画設計技術指針	<u>H13. 3</u>	(社)農業土木事業協会	農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	H18. 11	(社)農業土木事業協会	土地改良事業設計指針「耐震設計」	H28. 5	(社)農業農村工学会	表内、字句の改正			
現行基準	発行年	備 考																																																																																																																																	
よりよき設計のためにここが知りたい Q&A	H15. 4	(社)農業農村整備情報総合センター																																																																																																																																	
よりよき設計のポイント ポイント（改訂版）	H10. 3	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
「頭首工の魚道」設計指針	<u>H26. 3</u>	<u>(社)農業農村工学会</u>																																																																																																																																	
水管理制御方式技術指針																																																																																																																																			
○畑地かんがい編	S 51. 5	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
○計画設計編（改訂版）	H25. 11	(社)農業土木機械化協会																																																																																																																																	
鋼構造物計画設計技術指針																																																																																																																																			
○水門扉編	H21. 11	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
○小型水門扉（利用の手引き）	H22. 9	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
○ダム取水・放流設備編	H12. 3	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
○除塵設備編（改訂版）	H27. 8	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
電気設備計画設計技術指針																																																																																																																																			
○高低圧編	R 1. 9	<u>農林水産省農村振興局</u>																																																																																																																																	
○特別高圧編	H20. 10	(社)農業土木機械化協会																																																																																																																																	
ゴム引布製起伏堰施設技術指針	H19. 3	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	H19. 4	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
バルブ設備計画設計技術指針	<u>H14. 8</u>	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	H18. 11	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
土地改良事業設計指針「耐震設計」	H28. 5	(社)農業農村工学会																																																																																																																																	
現行基準	発行年	備 考																																																																																																																																	
よりよき設計のためにここが知りたい Q&A	H15. 4	(社)農業農村整備情報総合センター																																																																																																																																	
よりよき設計のポイント ポイント（改訂版）	H10. 3	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
「頭首工の魚道」設計指針	<u>H14. 10</u>	<u>(社)農業土木学会</u>																																																																																																																																	
水管理制御方式技術指針																																																																																																																																			
○畑地かんがい編	S 51. 5	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
○計画設計編（改訂版）	H25. 11	(社)農業土木機械化協会																																																																																																																																	
鋼構造物計画設計技術指針																																																																																																																																			
○水門扉編	H21. 11	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
○小型水門扉（利用の手引き）	H22. 9	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
○ダム取水・放流設備編	H12. 3	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
○除塵設備編（改訂版）	H27. 8	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
電気設備計画設計技術指針																																																																																																																																			
○高低圧編	R 1. 9	<u>(社)農業土木機械化協会</u>																																																																																																																																	
○特別高圧編	H20. 10	(社)農業土木機械化協会																																																																																																																																	
ゴム引布製起伏堰施設技術指針	H19. 3	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
高Ns・高流速ポンプ設備計画設計技術指針	H19. 4	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
バルブ設備計画設計技術指針	<u>H13. 3</u>	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
農業用施設機械設備更新及び保全技術の手引き	H18. 11	(社)農業土木事業協会																																																																																																																																	
土地改良事業設計指針「耐震設計」	H28. 5	(社)農業農村工学会																																																																																																																																	
【省略】				【省略】																																																																																																																															

新 旧 対 照 表

改 正			現 行			備 考																																																																																						
<河川・水路・海岸・ダム>			<河川・水路・海岸・ダム>				表内、字句の追加及び改正																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>図書名</th> <th>発行年</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説調査編</td> <td>H9. 10</td> <td>(社)日本河川協会</td> </tr> <tr> <td>【省略】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○鋼製起伏ゲート設計要領(案)</td> <td><u>R 2.</u> 10</td> <td>ダム・堰施設技術協会</td> </tr> <tr> <td>○ダム貯水池水質調査要領</td> <td>H27. 3</td> <td>ダム水源地環境整備センター</td> </tr> <tr> <td>○グラウチング技術指針・同解説</td> <td>H15. 7</td> <td>国土技術研究センター</td> </tr> <tr> <td>○<u>新版</u> 地すべり鋼管杭設計要領</td> <td><u>H28. 5</u></td> <td>斜面防災対策技術協会</td> </tr> <tr> <td>○ダム事業の手引き（平成元年度版）</td> <td>H元. 4</td> <td>ダム技術センター</td> </tr> <tr> <td>○フィルダムの耐震設計指針（案）</td> <td>H 3. 6</td> <td>国土開発技術研究センター</td> </tr> <tr> <td>○多目的ダムの建設</td> <td>H17. 6</td> <td>ダム技術センター</td> </tr> <tr> <td>○コンクリートダムの細部技術</td> <td>H22. 7</td> <td>ダム技術センター</td> </tr> <tr> <td>○ルジオンテスト技術指針・同解説</td> <td>H18. 7</td> <td>国土技術研究センター</td> </tr> <tr> <td>○ダムの地質調査（<u>第2版</u>）</td> <td><u>H 8. 4</u></td> <td>土木学会</td> </tr> <tr> <td>○ダムの岩盤掘削</td> <td>H 4. 4</td> <td>土木学会</td> </tr> <tr> <td>○寒地フルーム水路設計施工要領</td> <td>H10. 1</td> <td>北海道開発局農業水産部</td> </tr> </tbody> </table>	図書名	発行年	発行所	○改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説調査編	H9. 10	(社)日本河川協会		【省略】			○鋼製起伏ゲート設計要領(案)	<u>R 2.</u> 10	ダム・堰施設技術協会	○ダム貯水池水質調査要領	H27. 3	ダム水源地環境整備センター	○グラウチング技術指針・同解説	H15. 7	国土技術研究センター	○ <u>新版</u> 地すべり鋼管杭設計要領	<u>H28. 5</u>	斜面防災対策技術協会	○ダム事業の手引き（平成元年度版）	H元. 4	ダム技術センター	○フィルダムの耐震設計指針（案）	H 3. 6	国土開発技術研究センター	○多目的ダムの建設	H17. 6	ダム技術センター	○コンクリートダムの細部技術	H22. 7	ダム技術センター	○ルジオンテスト技術指針・同解説	H18. 7	国土技術研究センター	○ダムの地質調査（ <u>第2版</u> ）	<u>H 8. 4</u>	土木学会	○ダムの岩盤掘削	H 4. 4	土木学会	○寒地フルーム水路設計施工要領	H10. 1	北海道開発局農業水産部	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図書名</th> <th>発行年</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説調査編</td> <td>H9. 10</td> <td>(社)日本河川協会</td> </tr> <tr> <td>【省略】</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>○鋼製起伏ゲート設計要領(案)</td> <td><u>H11.</u> 10</td> <td>ダム・堰施設技術協会</td> </tr> <tr> <td>○ダム貯水池水質調査要領</td> <td>H27. 3</td> <td>ダム水源地環境整備センター</td> </tr> <tr> <td>○グラウチング技術指針・同解説</td> <td>H15. 7</td> <td>国土技術研究センター</td> </tr> <tr> <td>○<u> </u>地すべり鋼管杭設計要領</td> <td><u>H20. 5</u></td> <td>斜面防災対策技術協会</td> </tr> <tr> <td>○ダム事業の手引き（平成元年度版）</td> <td>H元. 4</td> <td>ダム技術センター</td> </tr> <tr> <td>○フィルダムの耐震設計指針（案）</td> <td>H 3. 6</td> <td>国土開発技術研究センター</td> </tr> <tr> <td>○多目的ダムの建設</td> <td>H17. 6</td> <td>ダム技術センター</td> </tr> <tr> <td>○コンクリートダムの細部技術</td> <td>H22. 7</td> <td>ダム技術センター</td> </tr> <tr> <td>○ルジオンテスト技術指針・同解説</td> <td>H18. 7</td> <td>国土技術研究センター</td> </tr> <tr> <td>○ダムの地質調査<u> </u></td> <td><u>S 62. 6</u></td> <td>土木学会</td> </tr> <tr> <td>○ダムの岩盤掘削</td> <td>H 4. 4</td> <td>土木学会</td> </tr> <tr> <td>○寒地フルーム水路設計施工要領</td> <td>H10. 1</td> <td>北海道開発局農業水産部</td> </tr> </tbody> </table>	図書名	発行年	発行所	○改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説調査編	H9. 10	(社)日本河川協会	【省略】			○鋼製起伏ゲート設計要領(案)	<u>H11.</u> 10	ダム・堰施設技術協会	○ダム貯水池水質調査要領	H27. 3	ダム水源地環境整備センター	○グラウチング技術指針・同解説	H15. 7	国土技術研究センター	○ <u> </u> 地すべり鋼管杭設計要領	<u>H20. 5</u>	斜面防災対策技術協会	○ダム事業の手引き（平成元年度版）	H元. 4	ダム技術センター	○フィルダムの耐震設計指針（案）	H 3. 6	国土開発技術研究センター	○多目的ダムの建設	H17. 6	ダム技術センター	○コンクリートダムの細部技術	H22. 7	ダム技術センター	○ルジオンテスト技術指針・同解説	H18. 7	国土技術研究センター	○ダムの地質調査 <u> </u>	<u>S 62. 6</u>	土木学会	○ダムの岩盤掘削	H 4. 4	土木学会	○寒地フルーム水路設計施工要領	H10. 1	北海道開発局農業水産部
図書名	発行年	発行所																																																																																										
○改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説調査編	H9. 10	(社)日本河川協会																																																																																										
【省略】																																																																																												
○鋼製起伏ゲート設計要領(案)	<u>R 2.</u> 10	ダム・堰施設技術協会																																																																																										
○ダム貯水池水質調査要領	H27. 3	ダム水源地環境整備センター																																																																																										
○グラウチング技術指針・同解説	H15. 7	国土技術研究センター																																																																																										
○ <u>新版</u> 地すべり鋼管杭設計要領	<u>H28. 5</u>	斜面防災対策技術協会																																																																																										
○ダム事業の手引き（平成元年度版）	H元. 4	ダム技術センター																																																																																										
○フィルダムの耐震設計指針（案）	H 3. 6	国土開発技術研究センター																																																																																										
○多目的ダムの建設	H17. 6	ダム技術センター																																																																																										
○コンクリートダムの細部技術	H22. 7	ダム技術センター																																																																																										
○ルジオンテスト技術指針・同解説	H18. 7	国土技術研究センター																																																																																										
○ダムの地質調査（ <u>第2版</u> ）	<u>H 8. 4</u>	土木学会																																																																																										
○ダムの岩盤掘削	H 4. 4	土木学会																																																																																										
○寒地フルーム水路設計施工要領	H10. 1	北海道開発局農業水産部																																																																																										
図書名	発行年	発行所																																																																																										
○改訂新版建設省河川砂防技術基準（案）同解説調査編	H9. 10	(社)日本河川協会																																																																																										
【省略】																																																																																												
○鋼製起伏ゲート設計要領(案)	<u>H11.</u> 10	ダム・堰施設技術協会																																																																																										
○ダム貯水池水質調査要領	H27. 3	ダム水源地環境整備センター																																																																																										
○グラウチング技術指針・同解説	H15. 7	国土技術研究センター																																																																																										
○ <u> </u> 地すべり鋼管杭設計要領	<u>H20. 5</u>	斜面防災対策技術協会																																																																																										
○ダム事業の手引き（平成元年度版）	H元. 4	ダム技術センター																																																																																										
○フィルダムの耐震設計指針（案）	H 3. 6	国土開発技術研究センター																																																																																										
○多目的ダムの建設	H17. 6	ダム技術センター																																																																																										
○コンクリートダムの細部技術	H22. 7	ダム技術センター																																																																																										
○ルジオンテスト技術指針・同解説	H18. 7	国土技術研究センター																																																																																										
○ダムの地質調査 <u> </u>	<u>S 62. 6</u>	土木学会																																																																																										
○ダムの岩盤掘削	H 4. 4	土木学会																																																																																										
○寒地フルーム水路設計施工要領	H10. 1	北海道開発局農業水産部																																																																																										
<管水路>			<管水路>																																																																																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>図書名</th> <th>発行年</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版（水門扉編）－付解説－ ・第5回改訂版（水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接、接合編）－付解説－</td> <td>R 2. 9 R 2. 9</td> <td>(社)電力土木技術協会 (社)電力土木技術協会</td> </tr> <tr> <td>・FRP（M）水圧管編</td> <td>R 2. 7</td> <td>(社)電力土木技術協会</td> </tr> <tr> <td>○コルゲートメタルカルバートマニュアル（第3回改訂版）</td> <td>H 9. 9</td> <td>地盤工学会</td> </tr> <tr> <td>○水管橋設計基準 WS P 007-2019</td> <td><u>R 3.</u> 2</td> <td>日本水道鋼管協会</td> </tr> <tr> <td>○農業農村整備事業 水道標準設計資料</td> <td>H19. 7</td> <td>(社)北海道農業土木協会</td> </tr> <tr> <td>○営農飲雑用水施設設計指針</td> <td>H30. 4</td> <td>農政部事業調整課</td> </tr> <tr> <td>○小口径管路標準設計資料</td> <td><u>R 3.</u> 7</td> <td>農政部事業調整課</td> </tr> </tbody> </table>	図書名	発行年	発行所	○水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版（水門扉編）－付解説－ ・第5回改訂版（水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接、接合編）－付解説－	R 2. 9 R 2. 9	(社)電力土木技術協会 (社)電力土木技術協会	・FRP（M）水圧管編	R 2. 7	(社)電力土木技術協会	○コルゲートメタルカルバートマニュアル（第3回改訂版）	H 9. 9	地盤工学会	○水管橋設計基準 WS P 007-2019	<u>R 3.</u> 2	日本水道鋼管協会	○農業農村整備事業 水道標準設計資料	H19. 7	(社)北海道農業土木協会	○営農飲雑用水施設設計指針	H30. 4	農政部事業調整課	○小口径管路標準設計資料	<u>R 3.</u> 7	農政部事業調整課	<table border="1"> <thead> <tr> <th>図書名</th> <th>発行年</th> <th>発行所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版（水門扉編）－付解説－ ・第5回改訂版（水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接、接合編）－付解説－</td> <td>R 2. 9 R 2. 9</td> <td>(社)電力土木技術協会 (社)電力土木技術協会</td> </tr> <tr> <td>・FRP（M）水圧管編</td> <td>R 2. 7</td> <td>(社)電力土木技術協会</td> </tr> <tr> <td>○コルゲートメタルカルバートマニュアル（第3回改訂版）</td> <td>H 9. 9</td> <td>地盤工学会</td> </tr> <tr> <td>○水管橋設計基準 WS P 007-2019</td> <td><u>H31.</u> 2</td> <td>日本水道鋼管協会</td> </tr> <tr> <td>○農業農村整備事業 水道標準設計資料</td> <td>H19. 7</td> <td>(社)北海道農業土木協会</td> </tr> <tr> <td>○営農飲雑用水施設設計指針</td> <td>H30. 4</td> <td>農政部事業調整課</td> </tr> <tr> <td>○小口径管路標準設計資料</td> <td><u>R 2.</u> 7</td> <td>農政部事業調整課</td> </tr> </tbody> </table>	図書名	発行年	発行所	○水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版（水門扉編）－付解説－ ・第5回改訂版（水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接、接合編）－付解説－	R 2. 9 R 2. 9	(社)電力土木技術協会 (社)電力土木技術協会	・FRP（M）水圧管編	R 2. 7	(社)電力土木技術協会	○コルゲートメタルカルバートマニュアル（第3回改訂版）	H 9. 9	地盤工学会	○水管橋設計基準 WS P 007-2019	<u>H31.</u> 2	日本水道鋼管協会	○農業農村整備事業 水道標準設計資料	H19. 7	(社)北海道農業土木協会	○営農飲雑用水施設設計指針	H30. 4	農政部事業調整課	○小口径管路標準設計資料	<u>R 2.</u> 7	農政部事業調整課																																											
図書名	発行年	発行所																																																																																										
○水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版（水門扉編）－付解説－ ・第5回改訂版（水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接、接合編）－付解説－	R 2. 9 R 2. 9	(社)電力土木技術協会 (社)電力土木技術協会																																																																																										
・FRP（M）水圧管編	R 2. 7	(社)電力土木技術協会																																																																																										
○コルゲートメタルカルバートマニュアル（第3回改訂版）	H 9. 9	地盤工学会																																																																																										
○水管橋設計基準 WS P 007-2019	<u>R 3.</u> 2	日本水道鋼管協会																																																																																										
○農業農村整備事業 水道標準設計資料	H19. 7	(社)北海道農業土木協会																																																																																										
○営農飲雑用水施設設計指針	H30. 4	農政部事業調整課																																																																																										
○小口径管路標準設計資料	<u>R 3.</u> 7	農政部事業調整課																																																																																										
図書名	発行年	発行所																																																																																										
○水門鉄管技術基準 ・第5回改訂版（水門扉編）－付解説－ ・第5回改訂版（水圧鉄管・鉄鋼構造物編、溶接、接合編）－付解説－	R 2. 9 R 2. 9	(社)電力土木技術協会 (社)電力土木技術協会																																																																																										
・FRP（M）水圧管編	R 2. 7	(社)電力土木技術協会																																																																																										
○コルゲートメタルカルバートマニュアル（第3回改訂版）	H 9. 9	地盤工学会																																																																																										
○水管橋設計基準 WS P 007-2019	<u>H31.</u> 2	日本水道鋼管協会																																																																																										
○農業農村整備事業 水道標準設計資料	H19. 7	(社)北海道農業土木協会																																																																																										
○営農飲雑用水施設設計指針	H30. 4	農政部事業調整課																																																																																										
○小口径管路標準設計資料	<u>R 2.</u> 7	農政部事業調整課																																																																																										

新 旧 対 照 表

改 正			現 行			備 考
<道路>			<道路>			
図書名	発行年	発行所	図書名	発行年	発行所	表内、字句の追加、削除、改正
○第七次改訂 道路技術基準通達集 －基準の変遷と通達－	H14. 4	国土交通省道路局監修	○第七次改訂 道路技術基準通達集 －基準の変遷と通達－	H14. 4	国土交通省道路局監修	
○道路構造令の解説と運用 (改訂版)	<u>R 3. 3</u>	日本道路協会	○道路構造令の解説と運用 (改訂版)	<u>H27. 6</u>	日本道路協会	
○建設省制定土木構造物標準設計	_____	(社)全日本建設技術協会	○建設省制定土木構造物標準設計	<u>H12. 9</u>	(社)全日本建設技術協会	表内、字句の追加、削除、改正
○建設省制定土木構造物標準設計の手引き (国土交通省制定)	_____	(社)全日本建設技術協会	○建設省制定土木構造物標準設計の手引き (国土交通省制定)	<u>H12. 9</u>	(社)全日本建設技術協会	
【省略】			【省略】			表内、字句の追加、削除、改正
○防護柵の設置基準・同解説/ボラードの設置便覧	<u>R 3. 3</u>	日本道路協会	○防護柵の設置基準・同解説_____	<u>H28. 12</u>	日本道路協会	
【省略】			【省略】			表内、字句の追加、削除、改正
○構内舗装・排水設計基準及び参考資料	<u>H31. 4</u>	公共建築協会	○構内舗装・排水設計基準_____	<u>H27. 3</u>	公共建築協会	
【省略】			【省略】			表内、字句の追加、削除、改正
○鋼道路橋施工便覧	<u>R 2. 9</u>	日本道路協会	○鋼道路橋施工便覧	<u>H27. 3</u>	日本道路協会	
【省略】			【省略】			表内、字句の追加、削除、改正
○鋼道路橋_疲労設計便覧	<u>R 2. 9</u>	日本道路協会	○鋼道路橋の疲労設計指針	<u>H14. 3</u>	日本道路協会	
【省略】			【省略】			表内、字句の追加、削除、改正
○美しい橋のデザインマニュアル第1集	<u>S57. 6</u>	土木学会	○美しい橋のデザインマニュアル_____	_____	_____	
○美しい橋のデザインマニュアル第2集	H 5. 7	土木学会	_____	H 5. 7	土木学会	表内、字句の追加、削除、改正
○視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	S 60. 9	日本道路協会	○視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説	S 60. 9	日本道路協会	
○2016年制定トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	H28. 8	土木学会	○2016年制定トンネル標準示方書 山岳工法・同解説	H28. 8	土木学会	表内、字句の追加、削除、改正
○道路標識ハンドブックⅠ	<u>R 4. 1</u>	全国道路標識・表示業協会	○道路標識ハンドブックⅠ	<u>R 1. 7</u>	全国道路標識・表示業協会	
○道路標識ハンドブックⅡ	<u>R 4. 1</u>	全国道路標識・表示業協会	_____	_____	_____	表内、字句の追加、削除、改正
○道路標識ハンドブックⅢ	<u>R 3. 3</u>	全国道路標識・表示業協会	_____	_____	_____	
○路面標示ハンドブック (第5版)	H30. 11	全国道路標識・表示業協会	○路面標示ハンドブック (第5版)	H30. 11	全国道路標識・表示業協会	表内、字句の追加、削除、改正
○駐車場設計・施工指針同解説	H 4. 11	日本道路協会	○駐車場設計・施工指針同解説	H 4. 11	日本道路協会	
○道路環境影響評価技術手法	H25. 3	国土技術政策総合研究所、土木研究所	○道路環境影響評価技術手法	H25. 3	国土技術政策総合研究所、土木研究所	表内、字句の追加、削除、改正
○2016年制定トンネル標準示方書 開削工法・同解説	H28. 8	土木学会	○2016年制定トンネル標準示方書 開削工法・同解説	H28. 8	土木学会	
○2016年制定トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	H28. 8	土木学会	○2016年制定トンネル標準示方書 シールド工法・同解説	H28. 8	土木学会	表内、字句の追加、削除、改正
○無塗装耐候性橋梁計画・設計・施工の手引き	H14. 6	農業土木事業協会	○無塗装耐候性橋梁計画・設計・施工の手引き	H14. 6	農業土木事業協会	
<コンクリート>			<コンクリート>			表内、字句の改正
図書名	発行年	発行所	図書名	発行年	発行所	
○2017年制定コンクリート標準示方書【設計編】	H30. 3	(公社)土木学会	○2017年制定コンクリート標準示方書【設計編】	H30. 3	(公社)土木学会	表内、字句の改正
○2017年制定コンクリート標準示方書【施工編】	H30. 3	(公社)土木学会	○2017年制定コンクリート標準示方書【施工編】	H30. 3	(公社)土木学会	
○2018年制定コンクリート標準示方書【規準編】	<u>H30. 10</u>	土木学会	○2013年制定コンクリート標準示方書【規準編】	<u>H25. 11</u>	土木学会	表内、字句の改正
○2002年制定コンクリート標準示方書【舗装編】	H14. 3	土木学会	○2002年制定コンクリート標準示方書【舗装編】	H14. 3	土木学会	
○2013年制定コンクリート標準示方書 【ダムコンクリート編】	H25. 10	土木学会	○2013年制定コンクリート標準示方書 【ダムコンクリート編】	H25. 10	土木学会	表内、字句の改正
○2018年制定コンクリート標準示方書 【維持管理編】	H30. 10	土木学会	○2018年制定コンクリート標準示方書 【維持管理編】	H30. 10	土木学会	
○鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	H30. 12	日本建築学会	○鉄筋コンクリート構造計算規準・同解説	H30. 12	日本建築学会	表内、字句の改正
○コンクリートポンプ工法施工指針・同解説	H21. 12	日本建築学会	○コンクリートポンプ工法施工指針・同解説	H21. 12	日本建築学会	
○鉄筋コンクリート造建築物の収縮ひび割れ 制御設計・施工指針(案)・同解説	H18. 2	日本建築学会	○鉄筋コンクリート造建築物の収縮ひび割れ 制御設計・施工指針(案)・同解説	H18. 2	日本建築学会	表内、字句の改正
○コンクリート品質の早期判定指針	S 60. 3	(社)日本コンクリート工学協会	○コンクリート品質の早期判定指針	S 60. 3	(社)日本コンクリート工学協会	
【省略】			【省略】			

新 旧 対 照 表

改 正			現 行			備 考
<その他>			<その他>			表内、字句の追加及び改正
図書名	発行年	発行所	図書名	発行年	発行所	
○汎用耕地化のための技術指針	S 54. 6	農業土木学会	○汎用耕地化のための技術指針	S 54. 6	農業土木学会	
○暗渠排水設計指針	R 1. 7	農政部事業調整課	○暗渠排水設計指針	R 1. 7	農政部事業調整課	
<u>○暗渠排水の保全管理型設備の進め方(畑地編) 暫定版</u>	<u>H28. 3</u>	<u>農政部農村設計課</u>				
○防風網施設設計指針(案)	S 62. 3	農地開発部設計課	○防風網施設設計指針(案)	S 62. 3	農地開発部設計課	
○土層改良計画指針(案)	H23. 2	農政部農村計画課	○土層改良計画指針(案)	H23. 2	農政部農村計画課	
○急流水路設計指針(案)	S 62. 3	農地開発部設計課	○急流水路設計指針(案)	S 62. 3	農地開発部設計課	
○電気設備計画技術マニュアル <u>特別高圧編</u>	S 55. 3	<u>農業土木機械化協会</u>	○電気設備計画技術マニュアル	S 55. 3	<u>日本建築学会</u>	
○アルミニウム合金製水門設計製作指針案	<u>H28. 9</u>	<u>日本アルミニウム協会</u>	○アルミニウム合金製水門設計製作指針案	<u>S 54. 3</u>	<u>軽金属協会</u>	
○堆肥舎設計指針	H24. 12	農政部事業調整課	○堆肥舎設計指針	H24. 12	農政部設計課	
○家畜ふん尿利活用施設設計の手引き	H10. 9	農政部設計課	○家畜ふん尿利活用施設設計の手引き	H10. 9	農政部設計課	
○堆肥化施設設計マニュアル	H12. 10	(社)中央畜産会	○堆肥化施設設計マニュアル	H12. 10	(社)中央畜産会	
○北海道農業土木工事共通仕様書	最新版	農政部事業調整課	○北海道農業土木工事共通仕様書	最新版	農政部事業調整課	
○北海道農業土木工事施工管理基準	最新版	農政部事業調整課	○北海道農業土木工事施工管理基準	最新版	農政部事業調整課	
○土地改良事業等工事積算基準	最新版	農政部事業調整課	○土地改良事業等工事積算基準	最新版	農政部事業調整課	
○土地改良事業等委託積算基準	最新版	農政部事業調整課	○土地改良事業等委託積算基準	最新版	農政部事業調整課	
○工事数量算出要領	最新版	農政部事業調整課	○工事数量算出要領	最新版	農政部事業調整課	
○建設副産物適正処理マニュアル	最新版	農政部事業調整課	○建設副産物適正処理マニュアル	最新版	農政部事業調整課	
○防鹿柵計画設計指針(案)	H27. 6	農政部事業調整課	○防鹿柵計画設計指針(案)	H27. 6	農政部事業調整課	
○道が行う公共事業環境配慮ガイドライン 北海道環境配慮指針 [公共事業編]	H 9. 2	農政部農地整備課	○道が行う公共事業環境配慮ガイドライン 北海道環境配慮指針 [公共事業編]	H 9. 2	農政部農地整備課	
○環境との調和に配慮した農道の手引き	H17. 10	農政部事業調整課	○環境との調和に配慮した農道の手引き	H17. 10	農政部事業調整課	
○環境との調和に配慮した排水路整備の手引き	H15. 7	農政部事業調整課	○環境との調和に配慮した排水路整備の手引き	H15. 7	農政部事業調整課	
○農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針	H19. 3	農業土木学会	○農業農村整備事業における生態系配慮の技術指針	H19. 3	農業土木学会	
○農業農村整備事業における景観配慮の手引き	H19. 6	農業土木学会	○農業農村整備事業における景観配慮の手引き	H19. 6	農業土木学会	
○農業農村整備事業 設計チェックリスト	R 2. 4	(一社)北海道農業土木測量設計協会	○農業農村整備事業 設計チェックリスト	R 2. 4	(一社)北海道農業土木測量設計協会	
○橋梁下部工の配筋要領(橋台、橋脚)	H26. 8	(一社)北海道農業土木測量設計協会	○橋梁下部工の配筋要領(橋台、橋脚)	H26. 8	(一社)北海道農業土木測量設計協会	
○カルバート・擁壁工の配筋要領(暫定案)	H27. 2	(社)北海道農業土木測量設計協会	○カルバート・擁壁工の配筋要領(暫定案)	H27. 2	(社)北海道農業土木測量設計協会	
○農業農村整備事業測量調査チェックリスト	H19. 4	(社)北海道農業土木測量設計協会	○農業農村整備事業測量調査チェックリスト	H19. 4	(社)北海道農業土木測量設計協会	
○グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	H24. 5	(公社)地盤工学会	○グラウンドアンカー設計・施工基準同解説	H24. 5	(公社)地盤工学会	
○グラウンドアンカー施工のための手引書	H15. 5	日本アンカー協会	○グラウンドアンカー施工のための手引書	H15. 5	日本アンカー協会	
○薬液注入工法設計施工指針	H 1. 6	(一社)日本グラウト協会	○薬液注入工法設計施工指針	H 1. 6	(一社)日本グラウト協会	
○薬液注入工法設計資料	毎年発行	(一社)日本グラウト協会	○薬液注入工法設計資料	毎年発行	(一社)日本グラウト協会	
○薬液注入工積算資料	毎年発行	(一社)日本グラウト協会	○薬液注入工積算資料	毎年発行	(一社)日本グラウト協会	
○J I Sハンドブック	最新版	(一財)日本規格協会	○J I Sハンドブック	最新版	(一財)日本規格協会	
○建設工事公衆災害防止対策要綱の解説 (土木工事編)	<u>R 1. 9</u>	<u>国土交通省</u>	○建設工事公衆災害防止対策要綱の解説 (土木工事編)	<u>H 5. 2</u>	<u>国土技術研究センター</u>	
○建設機械施工安全技術指針	H17. 3	国土交通省	○建設機械施工安全技術指針	H17. 3	国土交通省	
○移動式クレーン、 杭打機等の支持地盤養生マニュアル	H12. 3	日本建設機械化協会	○移動式クレーン、 杭打機等の支持地盤養生マニュアル	H12. 3	日本建設機械化協会	
○日本建設機械要覧	H31. 3	(一社)日本建設機械施工協会	○日本建設機械要覧	H31. 3	(一社)日本建設機械施工協会	
○電気通信施設設計業務共通仕様書	最新版	国土交通省	○電気通信施設設計業務共通仕様書	最新版	国土交通省	
○コンクリート二次製品の取扱い・検査の手引き	H29. 7	農政部事業調整課	○コンクリート二次製品の取扱い・検査の手引き	H29. 7	農政部事業調整課	
【省略】			【省略】			

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考																																				
<p>第7章 ほ場整備設計</p> <p>7-1 通 則</p> <p>7-1-1 設計の要旨</p> <p>この設計は、ほ場整備事業の設計から施工計画、工事費の算定まで、一連の事項を各設計段階に応じて行うものである。</p> <p>7-2 ほ場整備</p> <p>7-2-1 現地調査</p> <p>受託者は設計作業着手前に対象地区の地形地質、土地利用、営農、集落、道路網その他設計作業に必要な事項について入念に現地調査を行うものとする。</p> <p>7-2-2 設計項目と内容</p> <p>ほ場整備設計作業の各設計段階における標準的な作業項目及び作業内容は、下記の設計作業内訳表によるものとする。</p> <p>ほ場整備設計作業内訳表《基本設計》</p> <table border="1" data-bbox="142 869 1347 1192"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>標準作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 現地調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1 現地踏査</td> <td>地区内を踏査し、把握する。</td> </tr> <tr> <td>【省略】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 資料の検討及び収集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1 資料の検討</td> <td>基本設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。</td> </tr> <tr> <td>2-2 水文、気象資料</td> <td>気象台、観測所等観測資料保有機関から資料を収集する。</td> </tr> <tr> <td>2-3 事業効果算定資料</td> <td>関係市町村、土地改良区、農協、普及所等から基礎資料を収集する。</td> </tr> <tr> <td>【省略】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	標準作業内容	1 現地調査		1-1 現地踏査	地区内を踏査し、把握する。	【省略】		2 資料の検討及び収集		2-1 資料の検討	基本設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	2-2 水文、気象資料	気象台、観測所等観測資料保有機関から資料を収集する。	2-3 事業 効果算定資料	関係市町村、土地改良区、農協、普及所等から基礎資料を収集する。	【省略】		<p>第7章 ほ場整備設計</p> <p>7-1 通 則</p> <p>7-1-1 設計の要旨</p> <p>この設計は、ほ場整備事業の設計から施工計画、工事費の算定まで、一連の事項を各設計段階に応じて行うものである。</p> <p>7-2 ほ場整備</p> <p>7-2-1 現地調査</p> <p>受託者は設計作業着手前に対象地区の地形地質、土地利用、営農、集落、道路網その他設計作業に必要な事項について入念に現地調査を行うものとする。</p> <p>7-2-2 設計項目と内容</p> <p>ほ場整備設計作業の各設計段階における標準的な作業項目及び作業内容は、下記の設計作業内訳表によるものとする。</p> <p>ほ場整備設計作業内訳表《基本設計》</p> <table border="1" data-bbox="1397 869 2602 1192"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>標準作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 現地調査</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1-1 現地踏査</td> <td>地区内を踏査し、把握する。</td> </tr> <tr> <td>【省略】</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2 資料の検討及び収集</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2-1 資料の検討</td> <td>基本設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。</td> </tr> <tr> <td>2-2 水文、気象資料</td> <td>気象台、観測所等観測資料保有機関から資料を収集する。</td> </tr> <tr> <td>2-3 経済効果算定資料</td> <td>関係市町村、土地改良区、農協、普及所等から基礎資料を収集する。</td> </tr> <tr> <td>【省略】</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	作業項目	標準作業内容	1 現地調査		1-1 現地踏査	地区内を踏査し、把握する。	【省略】		2 資料の検討及び収集		2-1 資料の検討	基本設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。	2-2 水文、気象資料	気象台、観測所等観測資料保有機関から資料を収集する。	2-3 経済 効果算定資料	関係市町村、土地改良区、農協、普及所等から基礎資料を収集する。	【省略】		<p>字句の改正</p>
作業項目	標準作業内容																																					
1 現地調査																																						
1-1 現地踏査	地区内を踏査し、把握する。																																					
【省略】																																						
2 資料の検討及び収集																																						
2-1 資料の検討	基本設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。																																					
2-2 水文、気象資料	気象台、観測所等観測資料保有機関から資料を収集する。																																					
2-3 事業 効果算定資料	関係市町村、土地改良区、農協、普及所等から基礎資料を収集する。																																					
【省略】																																						
作業項目	標準作業内容																																					
1 現地調査																																						
1-1 現地踏査	地区内を踏査し、把握する。																																					
【省略】																																						
2 資料の検討及び収集																																						
2-1 資料の検討	基本設計のための貸与資料を整理し、内容を把握するとともに、作業計画を樹立する。																																					
2-2 水文、気象資料	気象台、観測所等観測資料保有機関から資料を収集する。																																					
2-3 経済 効果算定資料	関係市町村、土地改良区、農協、普及所等から基礎資料を収集する。																																					
【省略】																																						

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p style="text-align: center;">第 8 章 農道設計</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>8-1 通 則.....</p> <p> 8-1-1 設計の要旨.....</p> <p>8-2 農道設計.....</p> <p> 8-2-1 目 的.....</p> <p> 8-2-2 関係機関との協議資料作成.....</p> <p> 8-2-3 照 査.....</p> <p> 8-2-4 報 告 書.....</p> <p> 8-2-5 貸与資料.....</p> <p> 8-2-6 設計項目と内容.....</p> <p>8-3 一般構造物設計.....</p> <p> 8-3-1 総 則.....</p> <p> 8-3-2 目 的.....</p> <p> 8-3-3 関係機関との協議資料作成.....</p> <p> 8-3-4 照 査.....</p> <p> 8-3-5 報 告 書.....</p> <p> 8-3-6 貸与資料.....</p> <p> 8-3-7 設計項目と内容.....</p> <p>8-4 橋梁設計.....</p> <p> 8-4-1 総 則.....</p> <p> 8-4-2 目 的.....</p> <p> 8-4-3 関係機関との協議資料作成.....</p> <p> 8-4-4 照 査.....</p> <p> 8-4-6 貸与資料.....</p> <p> 8-4-7 設計項目と内容.....</p> <p>8-5 橋梁拡幅設計.....</p> <p> 8-5-1 総 則.....</p> <p> 8-5-2 目 的.....</p> <p> 8-5-3 関係機関との協議資料作成.....</p> <p> 8-5-4 照 査.....</p> <p> 8-5-5 報 告 書.....</p> <p> 8-5-6 貸与資料.....</p> <p> 8-5-7 <u>落橋防止装置等の詳細設計.....</u></p> <p> 8-5-8 設計項目と内容.....</p> <p>【省略】</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 農道設計</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>8-1 通 則.....</p> <p> 8-1-1 設計の要旨.....</p> <p>8-2 農道設計.....</p> <p> 8-2-1 目 的.....</p> <p> 8-2-2 関係機関との協議資料作成.....</p> <p> 8-2-3 照 査.....</p> <p> 8-2-4 報 告 書.....</p> <p> 8-2-5 貸与資料.....</p> <p> 8-2-6 設計項目と内容.....</p> <p>8-3 一般構造物設計.....</p> <p> 8-3-1 総 則.....</p> <p> 8-3-2 目 的.....</p> <p> 8-3-3 関係機関との協議資料作成.....</p> <p> 8-3-4 照 査.....</p> <p> 8-3-5 報 告 書.....</p> <p> 8-3-6 貸与資料.....</p> <p> 8-3-7 設計項目と内容.....</p> <p>8-4 橋梁設計.....</p> <p> 8-4-1 総 則.....</p> <p> 8-4-2 目 的.....</p> <p> 8-4-3 関係機関との協議資料作成.....</p> <p> 8-4-4 照 査.....</p> <p> 8-4-6 貸与資料.....</p> <p> 8-4-7 設計項目と内容.....</p> <p>8-5 橋梁拡幅設計.....</p> <p> 8-5-1 総 則.....</p> <p> 8-5-2 目 的.....</p> <p> 8-5-3 関係機関との協議資料作成.....</p> <p> 8-5-4 照 査.....</p> <p> 8-5-5 報 告 書.....</p> <p> 8-5-6 貸与資料.....</p> <p> 8-5-7 <u>設計項目と内容.....</u></p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加 番号の改正</p>

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考												
<p>第8章 農道設計</p> <p>8-1 通 則</p> <p>8-1-1 設計の要旨 この設計は、農道の路線計画から施工計画、工事費の算定まで一連の事項を各設計段階に応じて行うものである。</p> <p>8-2 農道設計</p> <p>8-2-1 目 的 【省略】</p> <p>8-2-6 設計項目と内容 農道設計作業の各設計段階における標準的な作業項目及び作業内容は、下記の設計作業内訳表によるものとする。 【省略】</p> <p>農道一道路計画設計《実施設計》</p> <table border="1" data-bbox="142 915 1347 1121"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>標準作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 現地調査</td> <td>1/1,000 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。(受託者は、前段設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行う。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <table border="1" data-bbox="142 1167 1347 1234"> <tbody> <tr> <td>4 舗装計画・設計図作成</td> <td>詳細土質試験データにより、施工性等を考慮し、舗装厚等の設計を行い図面を作成する。【土質試験は含まない。(概ね、200mに1箇所)】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	作業項目	標準作業内容	1 現地調査	1/1,000 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。(受託者は、前段設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行う。)	4 舗装計画・設計図作成	詳細土質試験データにより、施工性等を考慮し、舗装厚等の設計を行い図面を作成する。【土質試験は含まない。(概ね、200mに1箇所)】	<p>第8章 農道設計</p> <p>8-1 通 則</p> <p>8-1-1 設計の要旨 この設計は、農道の路線計画から施工計画、工事費の算定まで一連の事項を各設計段階に応じて行うものである。</p> <p>8-2 農道設計</p> <p>8-2-1 目 的 【省略】</p> <p>8-2-6 設計項目と内容 農道設計作業の各設計段階における標準的な作業項目及び作業内容は、下記の設計作業内訳表によるものとする。 【省略】</p> <p>農道一道路計画設計《実施設計》</p> <table border="1" data-bbox="1394 915 2599 1121"> <thead> <tr> <th>作業項目</th> <th>標準作業内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 現地調査</td> <td>1/1,000 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。(受託者は、前段設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行う。)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p> <table border="1" data-bbox="1394 1167 2599 1234"> <tbody> <tr> <td>4 舗装計画・設計図作成</td> <td>詳細土質試験データにより、施工性等を考慮し、舗装厚等の設計を行い図面を作成する。【土質試験は別途計上する。(概ね、200mに1箇所)】</td> </tr> </tbody> </table> <p>【省略】</p>	作業項目	標準作業内容	1 現地調査	1/1,000 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。(受託者は、前段設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行う。)	4 舗装計画・設計図作成	詳細土質試験データにより、施工性等を考慮し、舗装厚等の設計を行い図面を作成する。【土質試験は別途計上する。(概ね、200mに1箇所)】	<p>字句の改正</p>
作業項目	標準作業内容													
1 現地調査	1/1,000 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。(受託者は、前段設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行う。)													
4 舗装計画・設計図作成	詳細土質試験データにより、施工性等を考慮し、舗装厚等の設計を行い図面を作成する。【土質試験は含まない。(概ね、200mに1箇所)】													
作業項目	標準作業内容													
1 現地調査	1/1,000 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。(受託者は、前段設計で計画されている構造物等の位置、交差または付替道路、用排水系統等について確認するとともに、当該設計箇所における地形、地質、地物、植生、土地利用状況等についても確認を行う。)													
4 舗装計画・設計図作成	詳細土質試験データにより、施工性等を考慮し、舗装厚等の設計を行い図面を作成する。【土質試験は別途計上する。(概ね、200mに1箇所)】													

新 旧 対 照 表

改 正	現 行	備 考
<p>8-5 橋梁拡幅設計</p> <p>8-5-1 総 則</p> <p>本設計は、橋梁の車線増設、橋詰め改良、歩道増設、路肩改良等既設橋梁の拡幅設計を各設計段階に応じて行うものである。</p> <p>【省略】</p> <p>8-5-7 落橋防止装置等の詳細設計</p> <p>1 溶接種別の明示及び合理的な設計</p> <p><u>落橋防止装置等の設計にあたっては、(一社)建設コンサルタンツ協会北海道支部長及び(一社)北海道測量設計業協会あて文書「落橋防止装置等の溶接不良に関する今後の対応について(要請)」(平成28年3月8日付建管第2678号)に基づき、溶接種別の明示及び合理的な設計を実施しなければならない。</u></p> <p>8-5-8 設計項目と内容</p> <p>橋梁拡幅設計作業の各設計段階における標準的な作業項目及び作業内容は、8-4-7に準ずるものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>8-5 橋梁拡幅設計</p> <p>8-5-1 総 則</p> <p>本設計は、橋梁の車線増設、橋詰め改良、歩道増設、路肩改良等既設橋梁の拡幅設計を各設計段階に応じて行うものである。</p> <p>【省略】</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <p>8-5-7 設計項目と内容</p> <p>橋梁拡幅設計作業の各設計段階における標準的な作業項目及び作業内容は、8-4-7に準ずるものとする。</p> <p>【省略】</p>	<p>字句の追加</p> <p>”</p> <p>”</p> <p>番号の改正</p>